

官報

号外

昭和二十六年二月二十七日

○第十回衆議院會議録第十五号

昭和二十六年二月二十六日(月曜日)

開会時間 第十四号

午後一時開議

- 第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

- 日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第七 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第八 骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第十 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)
- 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律案(玉置信一君外二十六名提出)

●水先法の一部を改正する法律案(伊藤雄一君提出)

午後二時十八分開議

○議長(常任委員長) 此れより會議を開きます。

- 第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 議長(常任委員長) 日程第一、所得税法の一部を改正する法律案、日程第二、法人税法の一部を改正する法律案、日程第三、租税特別措置法の一部を改正する法律案、日程第四、通行税法の一部を改正する法律案、日程第五、登録税法の一部を改正する法律案、日程第六、相続税法の一部を改正する法律案、日程第七、印紙税法の一部を改正する法律案、日程第八、骨牌税法の一部を改正する法律案、右八案を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。大蔵委員長夏堀源三郎君。

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條第一号中「及び財産区」を「財産区及び港務法の規定による港務局に改め、同條第二号中「法令による公団」の下に「及び連合国軍人等住宅公社」を加え、同條第七号中「船舶運轉會」を「船舶管理委員會」に改め、同條第十号中「及び社会保険診療報酬支拂基金」を「社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協會」に改め、同條第十一号中「國家公務員法第九十八條の規定に基く法人たる國家公務員又は地方公務員の団体」に改め、
第五條第一項第一号中「株式又は出資については、その拂込金額(以下本條において「何し」)を割り、同項第三号中「拂込金額」を「価額に改め、同項に次の一号を加える。
四 個人が株式を有している場合において、当該株式を発行する法人が法人税法第十六條に規定する積立金額の全部又は一部を

明治三十五年三月十一日
第三號郵便物 認可

官報号外 昭和二十六年二月二十七日

衆議院會議録第十五号 所得税法の一部を改正する法律案外七件

資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該個人の有する株式に対応する部分の金額、

同條第二項中「前項各号」を「前項第一号乃至第三号」に、「当該財産が当該法人以外の法人の株式又は出資であるときは、その拂込金額のうち、当該法人の」をその取得した財産が株式又は出資であるときは、当該株式又は出資の価額のうち、当該財産取得の要因となつたに改め、同條に次の一項を加える。

第一項第一号又は第二号の場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号の場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前二項及び第十條の二第四項において準用する同條第二項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。

但し、第一項第一号又は第二号の場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号の場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額に多しとする。

一 当該株式の取得の要因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を發行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第六條第七号中「又は贈與」を「又は個人若しくは法人からの贈與」に改める。

第八條第一項中「当該親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、總所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額」を削り、「二万二千元を一万五千元」に改め、同條第二項の次に次の三項を加える。

この法律において老年者とは、年齢六十五歳以上の者をいう。

この法律において寡婦とは、左に掲げる者で、扶養親族を有し、且つ、老年者でないものをいう。
一 夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

二 夫の生死の明らかでない者
この法律において、勤労学生とは、学校教育法第一條又は第九十八條に規定する学校の学生、生徒又は児童で、自己の勤労に基いて得た第九條第一項第四号乃至第六号、第九号又は第十号に規定する所得を有し、且つ、左の各号に掲げる要件を備えているものをいう。
一 自己の勤労に基いて得た所得以外の所得の金額が五万円をこえない者であること

二 第九條の規定により計算した總所得金額が十万円をこえない者であること

同條第三項中「前項」を「前五項」に、「年の中途において死亡した者」を「年の中途において死亡した者」については、又、その者に改め、同條第四項中「不具者の下に及び第四項第二号に規定する寡婦を加える。

第九條第三項中「他のいづれの」を「いづれの所得の計算上の損失の金額を他のいづれの」に改める。

第九條の二第二項中「第二十六條の四（第二十九條第五項）を、第二十六條の三（第二十九條第三項）に、第三十六條を、第十四條の二第二項第一号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除された純損失の金額及び第三十六條に、第二十六條の三を、第二十六條の二に、第十四條第二項第二号」を

「第十四條第二号」に改め、同條第三項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第四項中「第二十六條の三第一項の規定による損失申告書」を「第二十六條の二第一項の規定による損失申告書又は第二十六條第一項の規定による確定申告書」に、「第二十六條第一項の規定による確定申告書又は第二十六條の二第一項の規定による農業確定申告書」を「又は確定申告書」に改め、同條第五項中「その年のいづれの所得を」を「いづれの年の純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額を、又、その純損失の金額のうちいづれの所得の計算上の損失の金額を、その年のいづれの所得」に改める。

第十條第二項中「及び國稅徵收法」を、國稅徵收法に改め、「徴収するものを除く。」の下に「及び地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を加え、同條第三項中「市町村民税」の下に「（市町村民税に係る延滞金額を含む。）を加え、同條第五項中「第十條の七」を「第十條の六に改める。

第十條の二第四項中「財産の価額」とあるのは、株式又は出資の拂込金額を削る。

第十條の三を削る。

申告書」を削り、同條を第十條の三とする。
第十條の五第二項中「農業確定申告書」を削り、同條を第十條の四とする。
第十條の六第二項中「第十條の三に規定する株式又は出資を取得するために要した金額を含む。以下本條において同じ。」を削り、同條第三項中「収入金額」を「収入金額から伐採費又は譲渡に関する費用を控除した金額」に改め、同條を第十條の五とする。
第十條の七を第十條の六とする。
第十條の四第一項中「扶養親族の總所得金額（当該扶養親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、總所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額。以下本條において同じ。）との合計額」及び「控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の總所得金額から」を削り、同條の次に次の一條を加える。
第十一條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保險金受取人とする生命保險契約のために支拂つた保險料がある場合においては、その支拂つた保險料の金額（その金額が二万円をこえる場合においては、二千

円)を、その個人の総所得金額から控除する。
第十一條の五、「二万二千円」を「二万五千円」に改め、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の六第一項及び第二項中「二万二千円」を「二万五千円」に改め、同條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の八、第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。
第十一條の九、第二條第一項の規定に該当する個人が主婦である場合

においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。
第十一條の十、第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十二條第一項中「二万五千円」を「三万円」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「前項及び前四項」を「前八條及び前項」に改める。

第十三條中「前五條」を「前九條」に、

「五万円以下の金額」
五万円をこえる金額
八万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十二万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

「五万円以下の金額」
五万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

に改める。

第十三條の二及び第十三條の三を削る。
第十四條第二項から第四項までを削る。

第十四條の二第一項中「前條第一項を前條に、」その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額又は当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額を、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額、当該各年において第九條の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該控除後の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額又は

は当該各年において純損失の金額がある場合においては当該純損失の金額のうち変動所得の計算上の損失の部分の金額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、なお特別所得金額の四分の一に相当する金額に残額があるときは当該純損失の金額のうち普通所得の計算上の損失の部分の金額を控除した後の金額につき第九條の二第一項後段若しくは第三項後段及び第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなした金額」に改め、同條第二項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第十六條中「若しくは第二十六條の二第一項に規定する確定申告書若しくは農業確定申告書」を「規定による確定申告書」に、「又は農業確定申告書」を「又は第二十六條の二の規定による損失申告書」に改める。
第二十一條第一項中「第二十一條の二第一項に規定する農業所得者を除く」を削り、「六月一日を「七月一日」に、「二万五千円」を「三万円」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に、「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同條第二項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第二項中「乃至第十三條の三」を削り、同條第四項中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同條第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

第九條の二第一項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額又は同條第三項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額
同條第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「三十五万五千円」を「五十万五千円」に、「扶養親族及び不具者の数を「一万二千円に乘じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同條の次に次の一項を加える。

第一條第一項又は第二項第八号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得(以下本項において農業所得という)の金額が毎年六月一日の現況によれば総所得金額の十分の七に相当する金額をこえるとき見られる者は、同日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえるとき見られる場合においては、その年七月一日において総所得金額が三万円をこえるとき見られるときにおいても、第一項の規定にかかわらず、七月予定申告書を提出することを要しない。
同條第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第一項第八号」を「第一項第九号」に、「六月一日」を「七月一日」に改め、同條第四項から第六項までを削る。

[illegible]

100

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

100

別表第一 所得税の簡易税額表 (第十五條の規定による所得税額表)

(一)

課税所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合	課税所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合	課税所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
500円未満		0	20	51,000	52,000	10,250	20	112,000	114,000	26,100	23
500	1,000	100	20	52,000	53,000	10,500	20	114,000	116,000	26,700	23
1,000	1,500	200	20	53,000	54,000	10,750	20	116,000	118,000	27,300	23
1,500	2,000	300	20	54,000	55,000	11,000	20	118,000	120,000	27,900	23
2,000	2,500	400	20	55,000	56,000	11,250	20	120,000	122,000	28,500	23
2,500	3,000	500	20	56,000	57,000	11,500	20	122,000	124,000	29,100	23
3,000	3,500	600	20	57,000	58,000	11,750	20	124,000	126,000	29,700	23
3,500	4,000	700	20	58,000	59,000	12,000	20	126,000	128,000	30,300	24
4,000	5,000	800	20	59,000	60,000	12,250	20	128,000	130,000	30,900	24
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,500	20	130,000	132,000	31,500	24
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,750	20	132,000	134,000	32,100	24
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	13,000	20	134,000	136,000	32,700	24
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	13,250	21	136,000	138,000	33,300	24
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	13,500	21	138,000	140,000	33,900	24
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,750	21	140,000	142,000	34,500	24
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	14,000	21	142,000	144,000	35,100	24
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	14,250	21	144,000	146,000	35,700	24
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,500	21	146,000	148,000	36,300	24
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,750	21	148,000	150,000	36,900	24
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	15,000	21	150,000	152,000	37,500	25
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	15,250	21	152,000	154,000	38,200	25
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,500	21	154,000	156,000	38,900	25
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,750	21	156,000	158,000	39,600	25
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	16,000	21	158,000	160,000	40,300	25
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	16,250	21	160,000	162,000	41,000	25
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	16,500	21	162,000	164,000	41,700	25
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,750	21	164,000	166,000	42,400	25
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	17,000	21	166,000	168,000	43,100	25
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	17,250	21	168,000	170,000	43,800	26
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	17,500	21	170,000	172,000	44,500	26
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,750	21	172,000	174,000	45,200	26
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	18,000	21	174,000	176,000	45,900	26
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	18,250	21	176,000	178,000	46,600	26
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	18,500	22	178,000	180,000	47,300	26
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	18,750	22	180,000	182,000	48,000	26
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	19,000	22	182,000	184,000	48,700	26
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	19,250	22	184,000	186,000	49,400	26
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	19,500	22	186,000	188,000	50,100	26
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	19,750	22	188,000	190,000	50,800	27
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	20,000	22	190,000	192,000	51,500	27
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	20,250	22	192,000	194,000	52,200	27
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	20,500	22	194,000	196,000	52,900	27
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	20,750	22	196,000	198,000	53,600	27
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	21,000	22	198,000	200,000	54,300	27
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	21,250	22	200,000	202,000	55,000	27
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	21,500	22	202,000	204,000	55,800	27
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	21,750	22	204,000	206,000	56,600	27
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	22,000	22	206,000	208,000	57,400	27
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	22,250	22	208,000	210,000	58,200	27
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	22,500	22	210,000	212,000	59,000	28
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	23,000	22	212,000	214,000	59,800	28
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	23,700	22	214,000	216,000	60,600	28
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	24,300	22	216,000	218,000	61,400	28
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	24,900	23	218,000	220,000	62,200	28
50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	25,500	23	220,000	222,000	63,000	28

(二)

課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)				課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)				課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)				課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)			
以上		未満		以上		未満		以上		未満		以上		未満	
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
222,000	224,000	63,800	28	293,000	296,000	82,200	31	368,000	371,000	125,600	34				
224,000	226,000	64,600	28	296,000	299,000	93,400	31	371,000	374,000	126,950	34				
226,000	228,000	65,400	28	299,000	302,000	94,600	31	374,000	377,000	128,300	34				
228,000	230,000	66,200	29	302,000	305,000	95,900	31	377,000	380,000	129,650	34				
230,000	233,000	67,000	29	305,000	308,000	97,250	31	380,000	383,000	131,000	34				
237,000	236,000	68,200	29	308,000	311,000	98,600	32	383,000	386,000	132,350	34				
236,000	239,000	69,400	29	311,000	314,000	99,950	32	386,000	389,000	133,700	34				
239,000	242,000	70,600	29	314,000	317,000	101,300	32	389,000	392,000	135,050	34				
242,000	245,000	71,800	29	317,000	320,000	102,650	32	392,000	395,000	136,400	34				
245,000	248,000	73,000	29	320,000	323,000	104,000	32	395,000	398,000	137,750	34				
248,000	251,000	74,200	29	323,000	326,000	105,350	32	398,000	401,000	139,100	34				
251,000	254,000	75,400	30	326,000	329,000	106,700	32	401,000	404,000	140,450	34				
254,000	257,000	76,600	30	329,000	332,000	108,050	32	404,000	407,000	141,800	35				
257,000	260,000	77,800	30	332,000	335,000	109,400	32	407,000	410,000	143,150	35				
260,000	263,000	79,000	30	335,000	338,000	110,750	33	410,000	413,000	144,500	35				
267,000	266,000	80,200	30	338,000	341,000	112,100	33	413,000	416,000	145,850	35				
266,000	269,000	81,400	30	341,000	344,000	113,450	33	416,000	419,000	147,200	35				
269,000	272,000	82,600	30	344,000	347,000	114,800	33	419,000	422,000	148,550	35				
272,000	275,000	83,800	30	347,000	350,000	116,150	33	422,000	425,000	149,900	35				
275,000	278,000	85,000	30	350,000	353,000	117,500	33	425,000	428,000	151,250	35				
278,000	281,000	86,200	31	353,000	356,000	118,850	33	428,000	431,000	152,600	35				
281,000	284,000	87,400	31	356,000	359,000	120,200	33	431,000	434,000	153,950	35				
284,000	287,000	88,600	31	359,000	362,000	121,550	33	434,000	437,000	155,300	35				
287,000	290,000	89,800	31	362,000	365,000	122,900	33	437,000	440,000	156,650	35				
290,000	293,000	91,000	31	365,000	368,000	124,250	34	440,000	円	158,000	35				

(備考) 課税総所得金額とは、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除及び基礎控除をなした後の金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第14条第1号の規定に従つて計算した金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月額表（一）

その月の 給与の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族及び不具者の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税 額												額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,000	3,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,200	3,400	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,400	3,600	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,600	3,800	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3,800	4,000	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,000	4,200	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,200	4,400	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,400	4,600	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,600	4,800	282	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4,800	5,000	316	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,000	5,200	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,200	5,400	384	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,400	5,600	418	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,600	5,800	452	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5,800	6,000	486	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,000	6,200	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,200	6,400	554	304	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,400	6,600	588	338	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,600	6,800	622	372	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6,800	7,000	656	406	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7,000	7,200	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7,200	7,400	724	474	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7,400	7,600	758	508	258	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
7,600	7,800	792	542	292	42	0	0	0	0	0	0	0	0	
7,800	8,000	826	576	326	76	0	0	0	0	0	0	0	0	
8,000	8,200	860	610	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	
8,200	8,400	894	644	394	144	0	0	0	0	0	0	0	0	
8,400	8,600	928	678	428	178	0	0	0	0	0	0	0	0	
8,600	8,800	962	712	462	212	0	0	0	0	0	0	0	0	
8,800	9,000	996	746	496	246	0	0	0	0	0	0	0	0	
9,000	9,200	1,030	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0	
9,200	9,400	1,064	814	564	314	64	0	0	0	0	0	0	0	
9,400	9,600	1,098	848	598	348	98	0	0	0	0	0	0	0	
9,600	9,800	1,132	882	632	382	132	0	0	0	0	0	0	0	
9,800	10,000	1,166	916	666	416	166	0	0	0	0	0	0	0	
10,000	10,200	1,200	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	0	
10,200	10,400	1,234	984	734	484	234	0	0	0	0	0	0	0	
10,400	10,600	1,268	1,018	768	518	268	18	0	0	0	0	0	0	
10,600	10,800	1,302	1,052	802	552	302	52	0	0	0	0	0	0	
10,800	11,000	1,336	1,086	836	586	336	86	0	0	0	0	0	0	
11,000	11,200	1,370	1,120	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0	
11,200	11,400	1,404	1,154	904	654	404	154	0	0	0	0	0	0	
11,400	11,600	1,438	1,188	938	688	438	188	0	0	0	0	0	0	
11,600	11,800	1,472	1,222	972	722	472	222	0	0	0	0	0	0	
11,800	12,000	1,506	1,256	1,006	756	506	256	6	0	0	0	0	0	
12,000	12,200	1,540	1,290	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	
12,200	12,400	1,574	1,324	1,074	824	574	324	74	0	0	0	0	0	
12,400	12,600	1,608	1,358	1,108	858	608	358	108	0	0	0	0	0	
12,600	12,800	1,642	1,392	1,142	892	642	392	142	0	0	0	0	0	
12,800	13,000	1,676	1,426	1,176	926	676	426	176	0	0	0	0	0	
13,000	13,200	1,710	1,460	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0	
13,200	13,400	1,744	1,494	1,244	994	744	494	244	0	0	0	0	0	
13,400	13,600	1,778	1,528	1,278	1,028	778	528	278	28	0	0	0	0	
13,600	13,800	1,812	1,562	1,312	1,062	812	562	312	62	0	0	0	0	
13,800	14,000	1,846	1,596	1,346	1,096	846	596	346	96	0	0	0	0	

イ 月額表 (二)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上 未満		税 額													
14,000	14,200	2,195	1,829	1,517	1,204	892	630	380	130	0	0	0	0	2,945	
14,200	14,400	2,246	1,872	1,559	1,247	934	664	414	164	0	0	0	0	2,996	
14,400	14,600	2,297	1,922	1,602	1,289	977	698	448	198	0	0	0	0	3,047	
14,600	14,800	2,348	1,973	1,644	1,332	1,019	732	482	232	0	0	0	0	3,098	
14,800	15,000	2,399	2,024	1,687	1,374	1,062	766	516	266	16	0	0	0	3,153	
15,000	15,500	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	50	0	0	0	3,212	
15,500	16,000	2,577	2,202	1,835	1,523	1,210	898	635	385	135	0	0	0	3,361	
16,000	16,500	2,705	2,330	1,955	1,629	1,317	1,004	720	470	220	0	0	0	3,510	
16,500	17,000	2,832	2,457	2,082	1,735	1,423	1,110	805	555	305	55	0	0	3,658	
17,000	17,500	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	150	0	0	3,825	
17,500	18,000	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	250	0	0	4,000	
18,000	18,500	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	350	100	0	4,175	
18,500	19,000	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	450	200	0	4,350	
19,000	19,500	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	0	4,525	
19,500	20,000	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	0	4,717	
20,000	20,500	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	0	4,917	
20,500	21,000	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	0	5,117	
21,000	21,500	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	0	5,317	
21,500	22,000	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	0	5,517	
22,000	22,500	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	0	5,717	
22,500	23,000	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	0	5,917	
23,000	23,500	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	0	6,117	
23,500	24,000	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	0	6,317	
24,000	24,500	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	0	6,517	
24,500	25,000	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	0	6,717	
25,000	25,500	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	0	6,917	
25,500	26,000	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	0	7,117	
26,000	26,500	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	0	7,317	
26,500	27,000	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	0	7,517	
27,000	27,500	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	0	7,717	
27,500	28,000	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	0	7,917	
28,000	28,500	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	0	8,117	
28,500	29,000	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	0	8,317	
29,000	29,500	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	0	8,517	
29,500	30,000	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	0	8,717	
30,000	31,000	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	0	9,042	
31,000	32,000	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	0	9,492	
32,000	33,000	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	0	9,942	
33,000	34,000	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	0	10,392	
34,000	35,000	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	0	10,842	
35,000	36,000	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	0	11,292	
36,000	37,000	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	0	11,742	
37,000	38,000	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	0	12,192	
38,000	39,000	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	0	12,642	
39,000	40,000	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	0	13,092	
40,000	41,000	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	0	13,542	
41,000	42,000	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	0	13,992	
42,000	43,000	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	0	14,442	
43,000	44,000	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	0	14,892	
44,000	45,000	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	0	15,342	
45,000	46,000	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	0	15,834	
46,000	47,000	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	0	16,334	
47,000	48,000	15,567	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	0	16,834	
48,000	49,000	16,017	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	0	17,334	
49,000	50,000	16,567	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	0	17,834	
50,000	51,000	17,017	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	0	18,334	
51,000	52,000	17,567	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	0	18,834	
52,000	53,000	18,017	17,459	16,834	16,209	15,567	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	0	19,334	
53,000	54,000	18,567	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	0	19,834	
54,000	55,000	19,017	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	0	20,334	

イ 月 額 表 (三)

その月の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 扶養親族及び不具者の数											乙 第三十八條第一項第二号の規定による税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上 未満	税 額											
55,000 56,000	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	20,834
56,000 57,000	20,084	19,459	18,834	18,209	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	21,334
57,000 58,000	20,584	19,959	19,334	18,709	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	21,834
58,000 59,000	21,084	20,459	19,834	19,209	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	22,334
59,000 60,000	21,584	20,959	20,334	19,709	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	22,834
60,000 円	22,084	21,459	20,834	20,209	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	23,334
60,000 円を 60,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 60,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を こえる金額 加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 280 円を控除した金額												

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條 第五号 の規定 による 税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											給與の金額 の17%に 相当する金額
700	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
750	800	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
800	850	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
850	900	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
900	950	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153
950	1,000	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
1,000	1,050	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,050	1,100	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
1,100	1,150	61	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
1,150	1,200	70	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
1,200	1,250	78	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
1,250	1,300	87	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
1,300	1,350	95	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227
1,350	1,400	104	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
1,400	1,450	112	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248
1,450	1,500	121	62	4	0	0	0	0	0	0	0	0	259
1,500	1,550	129	71	12	0	0	0	0	0	0	0	0	269
1,550	1,600	138	79	21	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,600	1,650	146	88	29	0	0	0	0	0	0	0	0	291
1,650	1,700	155	96	38	0	0	0	0	0	0	0	0	301
1,700	1,750	163	105	46	0	0	0	0	0	0	0	0	312
1,750	1,800	172	113	55	0	0	0	0	0	0	0	0	322
1,800	1,850	180	122	63	5	0	0	0	0	0	0	0	333
1,850	1,900	189	130	72	14	0	0	0	0	0	0	0	344
1,900	1,950	198	139	80	22	0	0	0	0	0	0	0	354
1,950	2,000	208	147	89	31	0	0	0	0	0	0	0	365
2,000	2,050	219	156	97	39	0	0	0	0	0	0	0	376
2,050	2,100	230	164	106	48	0	0	0	0	0	0	0	386
2,100	2,150	240	173	114	56	0	0	0	0	0	0	0	397
2,150	2,200	251	181	123	65	6	0	0	0	0	0	0	407
2,200	2,250	261	190	131	73	15	0	0	0	0	0	0	418
2,250	2,300	272	199	140	82	23	0	0	0	0	0	0	429
2,300	2,350	283	210	148	90	32	0	0	0	0	0	0	440
2,350	2,400	293	220	157	99	40	0	0	0	0	0	0	453
2,400	2,450	304	231	165	107	49	0	0	0	0	0	0	466
2,450	2,500	315	242	174	116	57	0	0	0	0	0	0	478
2,500	2,550	325	252	182	124	66	7	0	0	0	0	0	491
2,550	2,600	336	263	191	133	74	16	0	0	0	0	0	504
2,600	2,650	346	273	200	141	83	24	0	0	0	0	0	517
2,650	2,700	357	284	211	150	91	33	0	0	0	0	0	529
2,700	2,750	368	295	222	158	100	41	0	0	0	0	0	542
2,750	2,800	378	305	232	167	108	50	0	0	0	0	0	555
2,800	2,850	389	316	243	175	117	58	0	0	0	0	0	568
2,850	2,900	400	327	254	184	125	67	8	0	0	0	0	580
2,900	2,950	410	337	264	192	134	75	17	0	0	0	0	593
2,950	3,000	421	348	275	202	142	84	25	0	0	0	0	606
3,000	3,050	431	358	285	212	151	92	34	0	0	0	0	619
3,050	3,100	443	369	296	223	159	101	42	0	0	0	0	631
3,100	3,150	456	380	307	234	168	109	51	0	0	0	0	644
3,150	3,200	469	390	317	244	176	118	59	1	0	0	0	657
3,200	3,250	482	401	328	255	185	126	68	9	0	0	0	670
3,250	3,300	494	412	339	266	193	135	76	18	0	0	0	682
3,300	3,350	507	422	349	276	203	143	85	26	0	0	0	695
3,350	3,400	520	433	360	287	214	152	93	35	0	0	0	708
3,400	3,450	533	445	370	297	224	160	102	43	0	0	0	721
		545	458	381	308	235	169	110	52	0	0	0	

口 週 額 表 (二)

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第二号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上 未満		税 額										額	
3,450	3,500	558	470	392	319	246	177	119	60	2	0	0	734
3,500	3,550	571	483	402	329	256	186	127	69	11	0	0	749
3,550	3,600	584	496	413	340	267	194	136	77	19	0	0	764
3,600	3,650	596	509	424	351	278	205	144	86	28	0	0	779
3,650	3,700	609	521	434	361	288	215	153	94	36	0	0	793
3,700	3,750	622	534	447	372	299	226	161	103	45	0	0	808
3,750	3,800	635	547	459	382	309	236	170	111	53	0	0	823
3,800	3,850	647	560	472	393	320	247	178	120	62	3	0	838
3,850	3,900	660	572	485	404	331	258	187	128	70	12	0	853
3,900	3,950	673	586	498	415	342	269	196	137	79	20	0	868
3,950	4,000	688	601	513	427	354	281	208	147	89	30	0	886
4,000	4,100	703	616	528	440	367	294	221	157	99	40	0	903
4,100	4,200	734	646	558	470	392	319	246	177	119	60	2	938
4,200	4,300	769	676	588	500	417	344	271	198	139	80	22	973
4,300	4,400	804	706	618	530	443	369	296	223	159	100	42	1,008
4,400	4,500	839	737	648	560	473	394	321	248	179	120	62	1,043
4,500	4,600	874	772	678	590	503	419	346	273	200	140	82	1,080
4,600	4,700	909	807	708	620	533	445	371	298	225	160	102	1,120
4,700	4,800	944	842	739	650	563	475	396	323	250	180	122	1,160
4,800	4,900	979	877	774	680	593	505	421	348	275	202	142	1,200
4,900	5,000	1,014	912	809	710	623	535	448	373	300	227	162	1,240
5,000	5,100	1,049	947	844	742	653	565	478	398	325	252	182	1,280
5,100	5,200	1,086	982	879	777	683	595	508	423	350	277	204	1,320
5,200	5,300	1,126	1,017	914	812	713	625	538	450	375	302	229	1,360
5,300	5,400	1,166	1,052	949	847	745	655	568	480	400	327	254	1,400
5,400	5,500	1,206	1,090	984	882	780	685	598	510	425	352	279	1,440
5,500	5,600	1,246	1,130	1,019	917	815	715	628	540	452	377	304	1,480
5,600	5,700	1,286	1,170	1,054	952	850	748	658	570	482	402	329	1,520
5,700	5,800	1,326	1,210	1,093	987	885	783	688	600	512	427	354	1,560
5,800	5,900	1,366	1,250	1,133	1,022	920	818	718	630	542	455	379	1,600
5,900	6,000	1,406	1,290	1,173	1,057	955	853	751	660	572	485	404	1,640
6,000	6,100	1,446	1,330	1,215	1,096	990	888	786	690	602	515	429	1,680
6,100	6,200	1,486	1,370	1,253	1,136	1,025	923	821	720	632	545	457	1,720
6,200	6,300	1,526	1,410	1,293	1,176	1,060	958	856	753	662	575	487	1,760
6,300	6,400	1,566	1,450	1,333	1,216	1,099	993	891	788	692	605	517	1,800
6,400	6,500	1,606	1,490	1,373	1,256	1,139	1,028	926	823	722	635	547	1,840
6,500	6,600	1,646	1,530	1,413	1,296	1,179	1,063	961	858	756	665	577	1,884
6,600	6,700	1,686	1,570	1,453	1,336	1,219	1,102	996	893	791	695	607	1,929
6,700	6,800	1,726	1,610	1,493	1,376	1,259	1,142	1,031	928	826	725	637	1,974
6,800	6,900	1,766	1,650	1,533	1,416	1,299	1,182	1,066	963	861	759	667	2,019
6,900	7,000	1,806	1,690	1,573	1,456	1,339	1,222	1,106	998	896	794	697	2,064
7,000	7,100	1,846	1,730	1,613	1,496	1,379	1,262	1,146	1,033	931	829	727	2,109
7,100	7,200	1,891	1,770	1,653	1,536	1,419	1,302	1,186	1,068	966	864	762	2,154
7,200	7,300	1,936	1,810	1,693	1,576	1,459	1,342	1,226	1,109	1,001	899	797	2,199
7,300	7,400	1,981	1,850	1,733	1,616	1,499	1,382	1,266	1,149	1,036	934	832	2,244
7,400	7,500	2,026	1,895	1,773	1,656	1,539	1,422	1,306	1,189	1,072	969	867	2,289
7,500	7,600	2,071	1,940	1,813	1,696	1,579	1,462	1,346	1,229	1,112	1,004	902	2,334
7,600	7,700	2,116	1,985	1,853	1,736	1,619	1,502	1,386	1,269	1,152	1,039	937	2,379
7,700	7,800	2,161	2,030	1,898	1,776	1,659	1,542	1,426	1,309	1,192	1,075	972	2,424
7,800	7,900	2,206	2,075	1,943	1,816	1,699	1,582	1,466	1,349	1,232	1,115	1,007	2,469
7,900	8,000	2,251	2,120	1,988	1,857	1,739	1,622	1,506	1,389	1,272	1,155	1,042	2,514
8,000	8,250	2,296	2,165	2,033	1,902	1,779	1,662	1,546	1,429	1,312	1,195	1,078	2,559
8,250	8,500	2,403	2,277	2,146	2,014	1,883	1,762	1,646	1,529	1,412	1,295	1,178	2,671
8,500	8,750	2,521	2,390	2,258	2,127	1,995	1,864	1,746	1,629	1,512	1,395	1,278	2,784
8,750	9,000	2,633	2,502	2,371	2,239	2,108	1,970	1,846	1,729	1,612	1,495	1,378	2,896
9,000	9,250	2,746	2,615	2,483	2,352	2,220	2,089	1,958	1,829	1,712	1,595	1,478	3,009
9,250	9,500	2,858	2,727	2,596	2,464	2,333	2,201	2,070	1,939	1,812	1,695	1,578	3,121
9,500	9,750	2,971	2,840	2,708	2,577	2,445	2,314	2,183	2,051	1,920	1,795	1,678	3,234
9,750	10,000	3,083	2,952	2,821	2,689	2,558	2,426	2,295	2,164	2,032	1,901	1,778	3,346
10,000	10,250	3,196	3,065	2,933	2,802	2,670	2,539	2,408	2,276	2,145	2,013	1,882	3,459

ロ 週 額 表 (三)

その週の給与 の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五項第一号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税 額													
10,250 円	10,500 円	3,308 円	3,177 円	3,046 円	2,914 円	2,783 円	2,651 円	2,520 円	2,389 円	2,257 円	2,126 円	1,994 円	3,571 円		
10,500	10,750	3,421	3,290	3,158	3,027	2,895	2,764	2,633	2,501	2,370	2,238	2,107	3,694		
10,750	11,000	3,533	3,402	3,271	3,139	3,008	2,876	2,745	2,614	2,482	2,351	2,219	3,819		
11,000	11,250	3,652	3,515	3,383	3,252	3,120	2,989	2,858	2,726	2,595	2,463	2,332	3,944		
11,250	11,500	3,777	3,631	3,496	3,364	3,233	3,101	2,970	2,839	2,707	2,576	2,444	4,069		
11,500	11,750	3,902	3,756	3,610	3,477	3,345	3,214	3,083	2,951	2,820	2,688	2,557	4,194		
11,750	12,000	4,027	3,881	3,735	3,589	3,458	3,326	3,195	3,064	2,932	2,801	2,669	4,319		
12,000	12,250	4,152	4,006	3,860	3,714	3,570	3,439	3,308	3,176	3,045	2,913	2,782	4,444		
12,250	12,500	4,277	4,131	3,985	3,839	3,693	3,551	3,420	3,289	3,157	3,026	2,894	4,569		
12,500	12,750	4,402	4,256	4,110	3,964	3,818	3,672	3,533	3,401	3,270	3,138	3,007	4,694		
12,750	13,000	4,527	4,381	4,235	4,089	3,943	3,797	3,651	3,514	3,382	3,251	3,119	4,819		
13,000	13,250	4,652	4,506	4,360	4,214	4,068	3,922	3,776	3,630	3,495	3,363	3,232	4,944		
13,250	13,500	4,777	4,631	4,485	4,339	4,193	4,047	3,901	3,755	3,609	3,476	3,344	5,069		
13,500	13,750	4,902	4,756	4,610	4,464	4,318	4,172	4,026	3,880	3,734	3,588	3,457	5,194		
13,750	14,000	5,027	4,881	4,735	4,589	4,443	4,297	4,151	4,005	3,859	3,713	3,569	5,319		
14,000	14,250	5,152	5,006	4,860	4,714	4,568	4,422	4,276	4,130	3,984	3,838	3,692	5,444		
14,250	14,500	5,277	5,131	4,985	4,839	4,693	4,547	4,401	4,255	4,109	3,963	3,817	5,569		
14,500	14,750	5,402	5,256	5,110	4,964	4,818	4,672	4,526	4,380	4,234	4,088	3,942	5,694		
14,750	15,000	5,527	5,381	5,235	5,089	4,943	4,797	4,651	4,505	4,359	4,213	4,067	5,819		
15,000円		5,652	5,506	5,360	5,214	5,068	4,922	4,776	4,630	4,484	4,338	4,192	5,944		
15,000円をこえる金額		15,000円の場合の税額に、給与の金額のうち15,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額													
扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに70円を控除した金額															

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに70円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まずその者の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族1人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、
第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額	丙 第三十八條第六号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上	未満	税 額										額	額
110円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	120	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
130	140	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
140	150	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
150	160	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
160	170	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
170	180	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
180	190	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
190	200	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
200	210	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
210	220	18	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	37
220	230	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	39
230	240	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	41
240	250	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	44
250	260	25	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	46
260	270	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	48
270	280	29	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	50
280	290	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	52
290	300	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	54
300	310	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	56
310	320	37	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	58
320	330	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	61
330	340	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	63
340	350	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	65
350	360	46	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	68
360	370	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	70
370	380	50	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	73
380	390	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	75
390	400	54	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	78
400	410	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	81
410	420	59	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	83
420	430	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	86
430	440	63	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	88
440	450	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	91
450	460	68	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	93
460	470	71	59	48	38	27	19	11	2	0	0	0	96
470	480	73	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	98
480	490	76	63	53	42	32	22	14	6	0	0	0	101
490	500	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	103
500	520	81	68	57	46	36	26	17	9	1	0	0	107
520	540	86	73	61	51	40	30	21	12	4	0	0	113
540	560	91	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	119
560	580	96	84	71	59	49	38	28	19	11	2	0	125
580	600	102	90	77	64	54	43	33	23	15	6	0	132
600	620	110	96	83	70	59	48	38	27	19	10	2	139
620	640	117	102	89	76	64	53	43	32	23	14	6	146
640	660	124	109	95	82	70	58	48	37	27	18	10	153
660	680	131	116	101	88	76	63	53	42	32	22	14	161
680	700	138	123	108	94	82	69	58	47	37	26	18	169
700	720	145	130	115	100	88	75	63	52	42	31	22	177
720	740	152	137	122	108	94	81	69	57	47	36	26	185
740	760	159	144	129	115	100	87	75	62	52	41	31	193
760	780	167	151	136	122	107	93	81	68	57	46	36	201
780	800	175	159	143	129	114	99	87	74	62	51	41	209
800	820	183	167	150	136	121	106	93	80	67	56	46	217

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條 第五項による 税額	丙 第三十八條 第六項による 税額	
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上 未満		税 額										額	額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
820	840	191	175	158	143	128	113	99	86	73	61	51	225	98
840	860	199	183	166	150	135	120	106	92	79	67	56	233	104
860	880	207	191	174	157	142	127	113	98	85	73	61	241	110
880	900	215	199	182	165	149	134	120	105	91	79	66	249	116
900	920	223	207	190	173	156	141	127	112	97	85	72	257	122
920	940	231	215	198	181	164	148	134	119	103	91	78	265	128
940	960	239	223	206	189	172	155	141	126	111	97	84	274	134
960	980	247	231	214	197	180	163	148	133	118	103	90	283	140
980	1,000	255	239	222	205	188	171	155	140	125	110	96	292	146
1,000	1,050	263	247	230	213	196	179	163	147	132	117	102	301	153
1,050	1,100	285	267	250	233	216	199	183	166	150	135	120	323	170
1,100	1,150	308	289	270	253	236	219	203	186	169	152	138	346	188
1,150	1,200	330	312	293	274	256	239	223	206	189	172	155	368	205
1,200	1,250	353	334	315	296	277	259	243	226	209	192	175	391	225
1,250	1,300	375	357	338	319	300	281	263	246	229	212	195	413	245
1,300	1,350	398	379	360	341	322	303	285	266	249	232	215	436	265
1,350	1,400	420	402	383	364	345	326	307	288	269	252	235	458	285
1,400	1,450	443	424	405	386	367	348	330	311	292	273	255	481	305
1,450	1,500	465	447	428	409	390	371	352	333	314	295	276	503	325
1,500	1,550	488	469	450	431	412	393	375	356	337	318	299	528	345
1,550	1,600	510	492	473	454	435	416	397	378	359	340	321	553	365
1,600	1,650	536	515	495	476	457	438	420	401	382	363	344	578	388
1,650	1,700	561	540	519	499	480	461	442	423	404	385	366	603	410
1,700	1,750	586	565	544	523	502	483	465	446	427	408	389	628	433
1,750	1,800	611	590	569	548	527	506	487	468	449	430	411	653	455
1,800	1,850	636	615	594	573	552	531	510	491	472	453	434	678	478
1,850	1,900	661	640	619	598	577	556	535	513	494	475	456	703	500
1,900	1,950	686	665	644	623	602	581	560	539	518	498	479	728	523
1,950	2,000	711	690	669	648	627	606	585	564	543	522	501	753	545
2,000 円		736	715	694	673	652	631	610	589	568	547	526	778	568
2,000 円をこえる金額		2,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 2,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 10 円を控除した金額														

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合にはこれらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 年末調整のための簡易税額表（第四十條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料 控除後の給与の 金額	扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上 未 満	税 額										
35,890 円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,890 36,480	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,480 37,060	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,060 37,650	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,650 38,240	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,240 38,830	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,830 39,420	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39,420 40,000	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000 41,180	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41,180 42,360	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42,360 43,530	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43,530 44,710	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44,710 45,890	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,890 47,060	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060 48,240	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240 49,420	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420 50,590	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590 51,770	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770 52,950	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950 54,120	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120 55,300	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300 56,480	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480 57,650	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650 58,830	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830 60,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000 61,180	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180 62,360	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360 63,530	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530 64,710	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710 65,890	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890 67,060	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060 68,240	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240 69,420	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420 70,590	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590 71,770	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770 72,950	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950 74,120	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120 75,300	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300 76,480	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480 77,650	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650 78,830	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830 80,000	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000 81,180	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180 82,360	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360 83,530	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530 84,710	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710 85,890	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890 87,060	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060 88,240	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240 89,420	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420 90,590	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0
90,590 91,770	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0
91,770 92,950	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0
92,950 94,120	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0
94,120 95,300	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

(二)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
95,300	96,480	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
104,710	105,890	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
125,890	127,060	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
127,060	128,240	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
128,240	129,420	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
129,420	130,590	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
130,590	131,770	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
131,770	132,950	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
132,950	134,120	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
134,120	135,300	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
135,300	136,480	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
136,480	137,650	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
137,650	138,830	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
138,830	140,000	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
140,000	141,180	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
141,180	142,360	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
142,360	143,530	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
143,530	144,710	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
144,710	145,890	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
145,890	147,060	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
147,060	148,240	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
148,240	149,420	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
149,420	150,590	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
150,590	151,770	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
151,770	152,950	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
152,950	155,300	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
155,300	157,650	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
157,650	160,000	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
160,000	162,360	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
162,360	164,710	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
164,710	167,060	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
167,060	169,420	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0
169,420	171,770	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0
171,770	174,120	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0
174,120	176,480	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0
176,480	178,830	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
178,830	181,180	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0
181,180	183,530	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0
183,530	185,890	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0
185,890	188,240	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0
188,240	190,590	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0
190,590	192,950	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0
192,950	195,300	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0
195,300	197,650	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0
197,650	200,000	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0
200,000	202,000	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0
202,000	204,000	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0
204,000	206,000	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0
206,000	208,000	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0
208,000	210,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0
210,000	212,000	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0
212,000	214,000	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400
214,000	216,000	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800
216,000	218,000	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200
218,000	220,000	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600
220,000	222,000	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000
222,000	224,000	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400
224,000	226,000	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800
226,000	228,000	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200
228,000	230,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600
230,000	232,000	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000
232,000	234,000	45,200	39,900	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400
234,000	236,000	45,900	40,600	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800
236,000	238,000	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200
238,000	240,000	47,300	42,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600
240,000	242,000	48,000	42,700	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000
242,000	244,000	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400
244,000	246,000	49,400	44,100	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800
246,000	248,000	50,100	44,800	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200
248,000	250,000	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600
250,000	252,000	51,500	46,200	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000
252,000	254,000	52,200	46,900	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400
254,000	256,000	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800
256,000	258,000	53,600	48,300	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200
258,000	260,000	54,300	49,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600
260,000	262,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000
262,000	264,000	55,800	50,400	45,200	39,900	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500
264,000	266,000	56,600	51,100	45,900	40,600	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000
266,000	268,000	57,400	51,800	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500
268,000	270,000	58,200	52,500	47,300	42,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000
270,000	272,000	59,000	53,200	48,000	42,700	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500
272,000	274,000	59,800	53,900	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000
274,000	276,000	60,600	54,600	49,400	44,100	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500
276,000	278,000	61,400	55,400	50,100	44,800	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000
278,000	280,000	62,200	56,200	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500
280,000	282,000	63,000	57,000	51,500	46,200	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000
282,000	284,000	63,800	57,800	52,200	46,900	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500
284,000	286,000	64,600	58,600	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000
286,000	288,000	65,400	59,400	53,600	48,300	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500
288,000	290,000	66,200	60,200	54,300	49,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000
290,000	293,000	67,000	61,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500
293,000	296,000	68,200	62,200	56,200	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250
296,000	299,000	69,400	63,400	57,400	51,800	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000
299,000	302,000	70,600	64,600	58,600	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750
302,000	305,000	71,800	65,800	59,800	53,900	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500
305,000	308,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
208,000	311,000	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,200	35,400	30,900	26,400	22,000
311,000	314,000	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800
314,000	317,000	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700
317,000	320,000	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600
320,000	323,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500
323,000	326,000	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400
326,000	329,000	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300
329,000	332,000	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200
332,000	335,000	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100
335,000	338,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000
338,000	341,000	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900
341,000	344,000	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800
344,000	347,000	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700
347,000	350,000	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600
350,000	353,000	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500
353,000	356,000	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400
356,000	359,000	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300
359,000	362,000	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200
362,000	365,000	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200
365,000	368,000	97,250	91,700	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250
368,000	371,000	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300
371,000	374,000	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350
374,000	377,000	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400
377,000	380,000	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450
380,000	383,000	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500
383,000	386,000	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550
386,000	389,000	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600
389,000	392,000	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650
392,000	395,000	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700
395,000	398,000	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750
398,000	401,000	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800
401,000	404,000	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850
404,000	407,000	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900
407,000	410,000	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950
410,000	413,000	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000
413,000	416,000	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200
416,000	419,000	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400
419,000	422,000	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600
422,000	425,000	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800
425,000	428,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000
428,000	431,000	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200
431,000	434,000	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400
434,000	437,000	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600
437,000	440,000	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800
440,000	443,000	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000
443,000	446,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	449,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	452,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	455,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	458,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	461,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	464,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	467,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	470,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	473,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	476,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	479,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	482,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	485,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	488,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
488,000	491,000	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200
491,000	494,000	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400
494,000	497,000	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600
497,000	500,000	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800
500,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500,000	503,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
503,000	506,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
506,000	509,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
509,000	512,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
512,000	515,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
515,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
515,000	518,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
518,000	521,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
521,000	524,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
524,000	527,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
527,000	530,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
530,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
530,000	533,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
533,000	536,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
536,000	539,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
539,000	542,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
542,000	545,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
545,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
545,000	548,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
548,000	551,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
551,000	554,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
554,000	557,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
557,000	560,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
560,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
560,000	563,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
563,000	566,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
566,000	569,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
569,000	572,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
572,000	575,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
575,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
575,000	578,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
578,000	581,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
581,000	584,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
584,000	587,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
587,000	590,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
590,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
590,000	593,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
593,000	596,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
596,000	599,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
599,000	602,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
602,000	605,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
605,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
605,000	608,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
608,000	611,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
611,000	614,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
614,000	617,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
617,000	620,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
620,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(六)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
620,000	623,000										151,250	144,500
623,000	626,000										152,600	145,850
626,000	629,000										153,950	147,200
629,000	632,000										155,300	148,550
632,000	635,000										156,650	149,900
635,000 円											158,000	
635,000	638,000											151,250
638,000	641,000											152,600
641,000	644,000											153,950
644,000	647,000											155,300
647,000	650,000											156,650
650,000 円												158,000

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその10人に相当する金額（その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円）を控除し、その控除後の金額について扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をなした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額（並行して扶養控除）

（備考 税額の求め方） まずその者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額（その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円）を控除し、その控除後の金額に応じ給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族一人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

附 則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の所得税法（以下「新法」という。）中給與所得及び退職所得の源泉徴収に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂期が到来する給與所得及び退職所得から適用し、同日前に支拂期が到来した給與所得及び退職所得の源泉徴収については、なお従前の例による。
- 所得税法臨時特例法（昭和二十五年法律第二百八十二号）第一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受ける給與所得で、その支拂期が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に到来したものに對する同項の規定による所得税額が当該給與所得に對する新法第三十八條第一項の規定による所得税額に比し過不足額があるときは、当該給與所得の支拂をするときは、超過額は、同年四月一日以後最初に給與所得の支拂をする際徴収すべき所得税額に充当し、なお超過額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際徴収し、それぞれその徴収の日の属する月の翌月十日までに政府に納付しなければならぬ。この場合において、当該給與所得の支拂を受ける者が第八項の
- 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法の規定の適用については、同法第三十八條第一項の規定により徴収して納付すべき所得税とみなす。
- 新法第四十八條第二項但書（同法第四十九條第二項において適用する場合を含む。）の規定は、昭和二十六年四月一日以後同法第四十八條第二項但書に規定する更正又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。
- 第二項及び前項に定めるものを除く外、新法の規定（第六十一條の二の改正規定に係る部分、第六十一條の三及び第七十條第六号の改正規定に係る部分を除く）は、昭和二十六年分以後の所得税から適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で、昭和二十六年一月一日以後これらの所得の計算に關し新法第二十六條の三第二項の規定に基き命令に準拠した帳簿書類を備えていないものは、同條第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二月以内に、昭和二十六年分以後青色申告

書を提出することの承認について同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

8 新法第三十九條第一項の規定の適用を受ける者は、この法律施行の際にその者が新法第八條第三項から第五項までに規定する老年者、寡婦若しくは勤労学生に該当する場合又はこの法律の施行に因りその者について新法第八條第一項若しくは第二項に規定する扶養親族若しくは不具者とこの法律施行前に改正前の所得税法第三十九條の規定により提出した申告書に記載した扶養親族又は不具者とが異なることとなつた場合においては、この法律施行後最初に給與所得の支拂を受ける日の前日まで、新法第三十九條第一項又は第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

9 昭和二十五年分について確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九條第一項に規定する申告書を提出した者については、詐欺その他不正の行為により当該年分の所得税を免れた場合を除く外、昭和三十一年四月一日以後は、時効期間満了前でも、第六項の規定にかかわらず、当該年分に係る同法第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定をすることができない。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項を削り、同條第三

項中「第二項」を「前項」に、「第十四條第一項」を「第十四條に改める」。

11 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第四條第四項中「第二十一條の二第二項」、「第二十二條の二第二項」及び「第二十六條の三第一項」を削る。

12 昭和二十五年分の所得税に対する災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の同法附則第四項の規定の例による。

13 連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び同條第二項の項番号を削る。

14 放逐法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第四十八條を次のように改める。
第四十八條 削除

15 港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除
所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「法令による公団」、「の下に連合国軍人等住宅公社」を加え、同條第三号中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改め、同條第四号中「及び社会保険診療報酬支払基金」と、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会」に改める。

第五條第三号中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法を加え、」国家公務員の組合その他の団体を「国家公務員又は地方公務員の団体」に改める。
第七條の二第二項中「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

第九條第二項中「又は罰金」を「地方税法の規定による市町村民税又は罰金」に、「又は国税徴収法第九條第三項」を、「国税徴収法第九條第三項又は地方税法に」、「又は延滞加算税額に相当する国税又は、延滞加算税額に相当する国税又は過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」に改め、同條第七項中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。

第九條の二中「株式」を「額面株式」に、「から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額」を「及び無額面株式を発行した場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額」に改める。
第九條の五第一項中「合併法人が

被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り出された株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てる金額の合計額を、合併法人の合併に因り増加した資本又は出資の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の際における資本又は出資の金額）に、「株式の拂込金額又は出資金額」を、資本又は出資の金額（被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に對し株式の割當又は出資の引当をしなかつたときは、その割當又は引当をしなかつた株式又は出資は對應する被合併法人の資本又は出資の金額を控除した金額とする）に改める。

第九條の六第二項第一号中「株式又は出資については、その拂込金額、以下本條において同じ」を削り、同條第三号中「拂込金額」を「額面」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法人が株式を有している場合において、その株式を発行する法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に對應する部分の金額
同條第三項中「前項各号の場合」を「前項第一号乃至第三号に規定する場合」に、「その拂込金額を、当該株式又は出資の額面」に改め、同條に次の一項を加える。

第二項第一号又は第二号に規定する場合において、株式の消滅、資本の減少又は、株式の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち、株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の額面及び同項第三号に規定する場合において合併に因り取得する株式又は出資の額面は、前二項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第二項第一号又は第二号に規定する場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行し、いづれ及び同項第三号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の額面は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額による。

一 当該株式の取得の要因となつた株式の消滅、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、又は退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の總数で除した金額
二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合に、当該法人の設立の際におけるその資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の總数で除した金額
第九條の八の次に次の一條を加える。
第九條の九 法人が各事業年度にお

いて第二十六條の三第四項の規定により課税を受けた金額（同條第五項の規定により充當された金額を含む。）及び過納納金によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充當された法人税額（第四十二條の規定により利子税額を除く。）は、当該還付を受け又は充當された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十六條第一項中「及び第九條の六」を、第九條の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から成る部分の金額及び第九條の六又は第九條の九に改める。

第十七條第一項第二号中「同族会社」の下に「（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しない）同族会社」となる会社に限る。」を加える。

第三十一條の二中「前二條」を「第二十九條乃至第三十一條」に改め、同條を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 第十八條、第二十九條又は第三十二條の規定による申告書（第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額（第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び第二十六條の三第

一項の規定により第七十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に充當された法人税額の還付の請求を基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八條、第二十一條又は第三十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日）といずれか遅い日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐欺その他の不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の三を第三十一條の四とする。

第三十四條第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分であるときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條の規定による税額、過少申告加算税

額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴収を納付しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日まで、は、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同條第二項中及び第四項中を「第二項及び第五項」に改め、同條第三項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同條第四項及び第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第六項中「国税庁長官又は」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第三十四條第三項（同法第三十五條第二項において適用する場合を含む。）の規定は、同日以後同法第三十四條第三項に規定する更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

3 昭和二十六年四月一日前に終了

した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第三十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（同法第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び同法第二十六條の三第一項の規定により同法第十八條第八項又は同法第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に充當された法人税額の還付の請求を基礎となつた欠損金額については、法人が詐欺その他の不正の行為により当該法人税を免れ、又は同法第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合は除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前であり、前項本文の規定にかかわらず、同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定をすることができない。

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「所得税」の下に「法人

税」を加え、「砂糖消費税」を削る。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 所得税法第一條第一項に規定する者が、同法の施行地において支拂を受ける公債、社債若しくは銀行預金その他命令で定める預金の利子又は命令で定める合同運用信託の利益について、同法第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、命令で定める手続により納税義務者がした申告により、他の所得とこれを区分し、利子又は利益の支拂の際、その利子又は利益の金額に對し、百分の五十の税率を適用して所得税を課することができ。

前項の規定による所得税は、その利子又は利益の支拂の際、支拂者においてこれを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならぬ。

所得税法の適用については、前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収して納付すべき所得税と、前項の納付の期限は、同法第三十七條に規定する納付の期限とみなし、同法第六十九條の二の規定並びに同法第七十二條及び第七十四條の規定（同法第六十九條の二の規定に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定により徴収せらるべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収せらるべき所得税とみなす。

第五條の四の次に次の四條を加える。

第五條の五 所得税法第二十六條の四第一項の規定による青色申告書を提出する個人が、昭和二十六年一月一日以後、日本経済の再建に資する機械その他の設備及び船舶で命令で定めるもの（以下本條中「機械等」という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供したときは、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を同法第九條第一項第三号又は第四号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第九條第七項及び同法第九條の八の規定にかかわらず、その事業の用に供した日以後三年間の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を同法第九條第一項第三号又は第四号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定の適用を受ける法人の機械等を事業の用に供した日以後三年間の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額（事業年度の終了の日が当該期間内に属さない事業年度の償却額にあつては、当該事業年度のうちに当該期間に属さない期間に係る法人税法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき償却額をこえる額に限る。）の合計額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入さるべき前項に規定する期間に係る当該機械等の償却額（以下本條中「普通償却限度額」という。）の百分の百五十に相当する金額（以下本條中「特別償却限度額」という。）に満たない場合において、当該機械等が事業の用に供された日以後三年を経過した日から二年以内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されたときは、そのこえる償却額のうち当該不足金額又は当該機械等の特別償却限度額から普通償却限度額を控除した額のうちいずれか低い額の範囲内で命令で定める金額に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前三項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、

第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十二條までの規定による申告書に前三項の規定により必要経費又は損金に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六 法人税法第十七條第一項第二号に掲げるその他の法人に對しては、各事業年度の積立金に對する法人税を課さない。

第五條の七 法人税法第十七條第二項第二号に掲げる同族会社に對しては、同法第十七條の規定にかかわらず、各事業年度の積立金の金額のうち年五十万円をこえる金額について、百分の五の税率により、各事業年度の積立金に對する法人税を課する。

第五條の八 金融機關が銀行等の債券発行等に關する法律第十三條第一項又は第十四條第一項の規定（第七條第二項において准用する場合を含む。）により利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に對する配當をしたときは、当該配當の金額は、法人税法による当該利益は剰余金の生じた事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「下法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂を受くべき利子（無記名の公債及び社債の利子については、同日以後に支拂を受けた金額）及び利益について適用する。

3 法第五條の五第一項及び第四項（所得税に關する部分に限る。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。

4 法第五條の五第二項から第四項まで（法人税に關する部分に限る。）の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度の所得に對する法人税から、法第五條の六及び第五條の七の規定は、法人の昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度の積立金に對する法人税から、法第五條の八の規定は、法人の昭和二十六年三月三十一日以後終了する事業年度の所得に對する法人税から適用する。

5 この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人が法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）第十九條の規定による申告書を政府に提出する場合において、同條に規定する前事業年度の法人税額のうち各事業年度の積立金に對する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に對する法人税額を控除した税額をもつて前事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水、砂糖消費税法明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水をいう。以下同じ。）の製造場及び保税地域以外の場所において、同一

人が、この法律施行前に輸入（関税法（明治三十二年法律第六十二号）第四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した砂糖、糖蜜若しくは糖水で改正前の租税特別措置法第十一條第二項又は第二項の規定により砂糖消費税を課せられなかつたもの（以下「輸入砂糖等」という。）を各種類を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、砂糖消費税を課する。この場合において、その税額が一万円以下（のときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴収する。税額一万円をこえるとき）

昭和二十六年四月及び五月税額五万円をこえるとき
同年四月から六月まで税額十万円をこえるとき
同年四月から七月まで税額十五万円をこえるとき

7 前項の規定に該當する者は、その所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵場所の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に申告しなければならない。

8 油類砂糖配給公団が第六項の規定に該當する者である場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同公団が所持する輸入砂糖等の貯蔵の場所からその輸入砂糖等を引き、

取るときに当該引取人からその砂糖消費税を徴収することができる。

9 油糧砂糖配給公団は、前項の承認を受けようとするときは、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂糖等を貯蔵の場所から引き取ろうとする者は、その引き取ろうとする輸入砂糖等の引取の日時、種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した引取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該当する者で、輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第二項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合においては、その輸入砂糖等は、第六項の規定にかかわらず、当該承認を受けた時において同法第五條第一項又は第十一條第一項の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

12 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

租税特別措置法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「汽船」を、「汽船（以下汽船等と称す）及航空機」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 左ノ者ニハ通行税ヲ課セズ
但シ第一号又ハ第二号ニ掲グル者ノ支拂フ乗合料金ニ対スル通行税並第三号又ハ第四号ニ掲グル者（汽車等ノ三等ノ乗客及汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク）ノ支拂フ本法施行地内ニ在ル停車場（飛行場ヲ含ム以下同ジ）間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ乗合料金及第三号又ハ第四号ニ掲グル者ガ汽車等ノ三等ノ乗客又ハ汽船ノ二等ノ乗客トシテ支拂フ本法施行地内ニ在ル停車場間ノ乗合料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラス

一 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除クノ外汽車等ノ三等ノ乗客
二 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除クノ外汽船ノ二等ノ乗客
三 本法施行地外ヨリ本法施行地内ニ來ル乗客
四 本法施行地内ヨリ本法施行地外ニ行ク乗客

第四條中第一項を削り、同條第二項中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船等」に、「前項」を「前條」に改める。

第八條中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船等又ハ航空機」に改める。

第九條中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車等又ハ航空機」に改め、「乗船券」の下に「航空機搭乗券」を含ム以下同ジを加える。

第十四條第一号を同條第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一 第九條ノ規定ニ依ル申告ヲ基
附則第一項の次に次の一項を加える。

本法ハ本州、北海道、四国、九州及其ノ附屬ノ島（命令ノ定ムル地域ヲ除ク）ニ之ヲ施行ス
附則第三項中「汽車、電車、乗合自動車及汽船」を「汽車等」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法第一條、第三條、第八條、第九條、第十條及び第十二條の規定中航空機の乗客、航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機搭乗券を販売する者に関する部分は、この法律施行の日から起算して六月をこえない期間内において政令で定める日から適用する。

3 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

登録税法の一部を改正する法律案
登録税法の一部を改正する法律案
登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第六号」を削り、同項第三号中「拂込株金額」を「資本ノ金額」に改め、同項第四号中「増資拂込株金額」を「増加資本ノ金額」に改め、同項第五号から第八号までを次のように改める。

五乃至八 削除
同條第一項第九号中「拂込株金額及財産目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「千分ノ一・五」を「株式會社ニ在リテハ資本ノ金額、其ノ他ノ會社ニ在リテハ財産目的トスル出資ノ価格」千分ノ一・五に改め、同号但書中「拂込株金額及財産目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該株式會社以外ノ會社ナル場合ニ在リテハ財産目的トスル出資ノ価格）」に改め、同條第十号中「増資拂込株金額及財産目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「株式會社ニ在リテハ資本ノ金額、其ノ他ノ會社ニ在リテハ財産目的トスル出資ノ価格」千分ノ一・五に改め、同号但書中「拂込株金額及財産目的トスル株金以外ノ出資ノ価格」を「資本ノ金額（当該株式會社以外ノ會社ナル場合ニ在リテハ財産目的トスル出資ノ価格）」に改め、同項第十四号ノ四中「取締役」を「代表取締役、取締役」に改め、同項第十四号ノ五、第十五号但書及び第十八号ノ四を削る。

第八條中「内科医師」の下に「保健師、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人」を加へ、同條第一号中「医師、歯科医師」を「医師、歯科医師、保健師、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人、金三千元」に改める。

第十四條第五号中「設定地区」を「分割後ノ地区」に改め、同條第七号を次のように改める。

七 償還金額 千分ノ六・五
七ノ二 償還法第五十一條ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当權ノ変更
每一件 金三百円
同條第十六号中「更正」を削る。

第十五條第二号中「設定地区」を「分割後ノ地区」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 抵当權ノ設定
償還金額 千分ノ六・五
四ノ二 償還法第五十一條ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当權ノ変更
每一件 金三百円
同條第十二号中「更正」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第六條の改正規定及び附則第二項の規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から、第八條の改正規定中保健師及び助産婦に関する部分は、昭和二十六年九月一日から施行し、第十

一八三

第十四條ノ二中罰金刑を刑に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の印紙税法第五條第五号、第五号ノ二、第五号ノ四、第六号、第六号ノ二、第六号ノ三、第六号ノ三ノ二、第六号ノ三ノ三、第六号ノ四、第六号ノ五又は第九号に掲げる法人（第六号に掲げる法人にあつては産業組合に限り、第九号に掲げる法人にあつては産業組合及び産業組合連合会に限る。）が免する証書及び帳簿については、改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

骨牌税法の一部を改正する法律案

骨牌税法の一部を改正する法律案

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「麻雀」の下に（紙製麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク）を加へ、「百三十円を「五十円」に改め、同條に次の一項を加える。

一組ノ骨牌ニシテ之ヲ切斷スルコトニ依リ二組以上ノ骨牌ト爲シ得ルモノニ在リテハ其ノ二組以上ノ骨牌ニ付課セラルベキ骨牌税額ノ合計額ヲ以テ其ノ税率トス
第十一條の次に次の一條を加える。
第十一條ノ二 骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セズ但シ第二項ニ依リ骨牌税ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セラルベキ骨牌ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セラルベキ骨牌ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セラルベキ骨牌ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セラルベキ骨牌ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラルベキ骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルモ更ニ骨牌税ニ課セラルベキ骨牌ニ相当スル金額ノ還付ガ爲メタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス
前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ハ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ骨牌ニ付骨牌税額納付済ナルコトヲ証スル納税済印ノ押捺ヲ政府ニ請求スルコトヲ得
第十五條第一項中「十萬円以下ノ罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。
前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税額相當額ノ十倍ガ五十萬円ヲ超エルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ二第二項中「骨牌税五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税額相當額ノ十倍ガ五十萬円ヲ超エルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ二第二項中「骨牌税五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税額相當額ノ十倍ガ五十萬円ヲ超エルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ二第二項中「骨牌税五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税額相當額ノ十倍ガ五十萬円ヲ超エルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ二第二項中「骨牌税五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税額相當額ノ十倍ガ五十萬円ヲ超エルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十萬円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴收ス第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ二第二項中「骨牌税五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十萬円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テハ準用ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ準用ス
第十五條ノ三第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條 第十五條乃至第十六條及第二十條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

十三條第三項、第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項の規定を適用する。
3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

骨牌税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

夏堀源三郎君 たいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外七法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、これらの法律案の提案趣旨について申し上げます。政府は昨年、中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのでありますが、今日の国民負担の事情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがあり、達成上急遽な資本の蓄積が要請されている現状にかんがみまして、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することにいたしましたのであります。すなわち、今回の税制改正の基本方針は、第一に、昨年の減税に引続いて、重ねて本年度において約七百四十億圓に達する減税を断行し、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのであります。第二に、税制の根本につきまはしては、昨年すでにその確立を見ておるのでありますから、今回負担の一層の公平化と税制の簡素化

まず、これらの法律案の提案趣旨について申し上げます。政府は昨年、中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのでありますが、今日の国民負担の事情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがあり、達成上急遽な資本の蓄積が要請されている現状にかんがみまして、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することにいたしましたのであります。すなわち、今回の税制改正の基本方針は、第一に、昨年の減税に引続いて、重ねて本年度において約七百四十億圓に達する減税を断行し、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのであります。第二に、税制の根本につきまはしては、昨年すでにその確立を見ておるのでありますから、今回負担の一層の公平化と税制の簡素化

まず、これらの法律案の提案趣旨について申し上げます。政府は昨年、中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのでありますが、今日の国民負担の事情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがあり、達成上急遽な資本の蓄積が要請されている現状にかんがみまして、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することにいたしましたのであります。すなわち、今回の税制改正の基本方針は、第一に、昨年の減税に引続いて、重ねて本年度において約七百四十億圓に達する減税を断行し、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのであります。第二に、税制の根本につきまはしては、昨年すでにその確立を見ておるのでありますから、今回負担の一層の公平化と税制の簡素化

まず、これらの法律案の提案趣旨について申し上げます。政府は昨年、中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのでありますが、今日の国民負担の事情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重いものがあり、達成上急遽な資本の蓄積が要請されている現状にかんがみまして、極力歳出を削減し、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することにいたしましたのであります。すなわち、今回の税制改正の基本方針は、第一に、昨年の減税に引続いて、重ねて本年度において約七百四十億圓に達する減税を断行し、国民の租税負担の軽減、合理化をはかつたのであります。第二に、税制の根本につきまはしては、昨年すでにその確立を見ておるのでありますから、今回負担の一層の公平化と税制の簡素化

をはかるため、これに若干の修正を行
うこととしたのであります。第三
に、朝鮮動乱後の国際情勢に対処して
早急にわが国経済の自立を達成するた
め、税制上資本蓄積に資する各般の措
置を講ずることとしたのであります。

次に、各税に関する改正の概要につ
いて申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律
案におきましては、負担の軽減を第一
義として、基礎控除を現行二万五千円
から三万円に、扶養控除及び不具者控
除を現行二万二千円から一万五千円に
それ／＼引上げ、税率につきましては、
従来の税率適用上の階級区分の刻
みの幅が低額所得のところで狭く、累
進税率の上昇が急激となつておりまし
たのを修正し、所得階級区分のうち、
八万円を越える金額と、十二万円を越
える金額との段階を撤廃し、最高税率
の適用限度を、従来の五十万円から百
万円に引上げることとしたし、また新
たに租税力の比較的に薄弱と認められ
ます高齢者、寡婦及び勤労学生につ
きましては、これらの者の勤労所得から
一万五千円を特別に控除することとし、
なお資本蓄積措置の一環といたし
ましては、生命保険料について二千元
を限度として所得から控除することと
し、さらに税制の簡素化をはかる趣旨
から、従来の資産所得の合算及び扶養
親族の所得の合算の制度を廃止するこ
ととしたしました。そのほか所得税制
の補正の改正といたしましては、申告
所得税の運営面の改善の一助として、
一般の申告期限及び納期を、現行の農
業所得者の場合と同様七月、十一月及
び翌年二月の三期とし、また青色申告

制度を助長するための措置といたしま
して、青色申告者が再調査または審査
の請求をしていない間は、督促または差
押え、公売等の滞り処分を行うことが
できないこととしたしました。また従
来、更正決定をなしたる期間に申告期
限後五年となつておるのを、原則とし
て申告書提出期限から三年とし、その
他給與所得者の確定申告書の提出限度
を引上げる等、所要の改正を行うこと
としたのであります。

次に法人税法の一部を改正する法律
案におきましては、昨年根本的改正を
行い、相当大幅な負担の軽減をはかり
ましたので、今回は若干の規定を整備
することと、資本蓄積を促進するた
めの必要な措置につきましては、租税
特別措置法の一部を改正する法律案に
おいて考慮することとしたのであり
ます。すなわち法人税法の改正とい
たしましては、近く改正商法が施行さ
れることに伴い、無額面株式の発行価
額のうち資本に組み入れなかつた金額
を益金に算入しないこととする等、規
定の整備をはかることとし、また同族
会社は、同族会社の積立金課税を行わな
いこととしたのであります。

次に租税特別措置法の一部を改正す
る法律案につきましては、税制上資本
蓄積を促進するための特別措置とし
て、まずこの際貯蓄の一層の増進に資
するため、預貯金及び公社債の利子等
に対する源泉徴収課税制度を認め、そ
の税率を百分の五十とし、次に会社の
社内留保を増加して自己資本の蓄積に
資するために、積立金に対する法人税
の課税を廃止し、ただ同族会社に対し
ましては、五十万円を越える留保金額
に対する現行の百分の七の税率を百分
の五の税率に改めることとし、さらに
経済の復興をはかつて行く上に緊要と
認められる特定の機械設備または船舶
等の新規取得を容易ならしむるため、
これらの機械等の取得後三年間は法定
償却額の五割増しの特別償却を行い得
ることとし、また見返り資金で保有す
る銀行等の優先株式または優先出資に
対する配当につきましては、資金コス
トの低下に資するよう、所得の計算上
これを損金に算入することとしたほか、
最近における砂糖の消費の実情に
鑑み、輸入砂糖に対する免税を廃止す
ることとしたのであります。

次に相続税法の一部を改正する法律
案におきましては、資本蓄積措置の一
環として、被相続人の死亡により相続
人その他の者が取得する生命保険金に
ついて、取得者が二十万円を限度とし
て特別に控除することとしておりま
す。

次に通行税法の一部を改正する法律
案におきましては、近くわが国で民間
航空が再開される見込みでありますの
で、航空機の乗客に対し通行税を課す
こととするのと、汽船の二等船
客の料金に対しましては、その性質に
かんがみ通行税を課さないこととした
のであります。

次に登録税法の一部を改正する法律
案におきましては、近く改正商法が施
行せられることに伴ひまして、無額面
株式の発行価格のうち資本に組み入れ
られた金額に対して登録税を課すること
とする等、規定の整備をはかつてい
るのであります。

次に印紙税法の一部を改正する法律
案におきましては、最近における経済

取引の実情より考慮いたしまして、受
取書、手形、売買契約書、借用証書等
の課税最低限を百円より千円に、また
物品切手のそれを十円より五十円にそ
れ／＼引上げることとしたのであり
ます。

最後に骨牌税法の一部を改正する法
律案におきましては、さきに物品税の
税率を引下げたことと関連しまして、
トランプ及び花札に対する税率を、一
組につき百三十円より五十円に改める
こととしたのであります。

以上が提案の趣旨及び改正の概要で
あります。これによりまして、昭和
二十六年年度の租税及び印紙収入の予
算額は四千四百四十五億円となるので
あります。これは税制改正を行わな
い場合の収入見込額に對しまして約七
百四十三億円の増減となるのでありま
す。減税額の内訳を各税について申し
上げますと、所得税におきましては
、源泉徴収分で三百九十億九千八百萬
円、申告納税分で三百三億千八百萬
円、合計六百四十四億一千六百萬円、法
人税におきましては、重ねて再評価を
行うことによる減収額を含めまして
二十五億五千八百萬円、相続税にお
きましては、億八千三百萬円、印紙税
及び骨牌税におきましては、億一千三百
萬円、合計六百四十六億七千七百萬の減
収となるのであります。重ねて再評
価を行うことにより、再評価額におき
まして、十五億一千二百萬円、輸入砂
糖に対する課税によつて六十億圓、計
七十五億一千二百萬円の増収となりま
すので、差引五百七十一億五千八百萬
円の減税となるのであります。これに
今回の改正の一環としてすでに実施し
ておる酒税の引下げ、物品税の改正、
揮発油税及び砂糖消費税の引下げによ
る減収額百七十一億五千八百萬円を加
えますと、七百四十三億六千六百萬
円の減税となる次第であります。なお政
府におきましては、今回の税制の改正
とともに、税務行政の運用につきまし
てもさらに一段の改善を加へ、納税の
円滑化、課税の適正をはかるために万
全の措置を講ずる所存であるというこ
とであります。

これらの法律案のうち、所得税法の
一部を改正する法律案外六法律案は、
二月九日、本委員会に付託され、同
日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴
取し、租税特別措置法の一部を改正す
る法律案は、同十日、本委員会に付託
され、同十二日、政府委員より提案理
由の説明を聴取し、同日より二月二十
二日に至る八日間におたり、これを一
括して質疑を行い、その間十七日には
公聴会を開く等、慎重審議を続けたこ
とであります。質疑応答及び公聴の詳細
につきましては速記録に譲ることとい
たしますが、そのうちの若干の点につ
きまして要約報告申し上げます。

まず、政府は今回の税制改正による
減税額を七百四十三億圓と称している
が、予算面ではわずかに五億圓余の減
税にしかたつておられ、政府は余の減
税額をしていないのは、いかの質問
に對して、政府委員より、予算面での
減収額が少いのは、朝鮮動乱後、生産
増加等により國民所得が増加したのに
伴ひ、税収の自然増が見込まれるため
であり、増減税と税収の自然増減とは区
別すべきである、またできるだけ所得
者ごとに実額調査を行い、依法に従つ
て正確な所得を計算して課税するので

あるから、水増し課税といふことはない、という答弁がございました。

次に、今回の減税は実質的に国民負担の軽減となつていないのではないかと、質問に對して、大蔵大臣及び政府委員より、消費者物価指数は、二十四年平均を一〇〇とすれば、二十五年十一月は九三・五で、その後幾分上昇の傾向にあるが、それは顯著ではない、これに對し貨幣賃金は、同じく二十四年平均を一〇〇とし、二十五年十一月は一二五・三となつてゐるので、從つて實質賃金はよくなつており、これよりして、今回の改正は實質的減税といえる、なお今後の物価安定方策については別途努力必要な措置を講じつつある、との答弁がございました。

次に、巨額の滞納が翌年度に繰越されてゐるのは財政の健全性を示すものではない、予算編成面より見て、税率の決定その他について考慮すべきではないかと、質問に對しては、二十四年度の剰余は、歳出不用額から出ており、税収は小額である、また今年度も税収全体としては大した増収とならない、滞納整理については善処しつつある、との答弁がございました。

次に、基礎控除は国民の最低生活を保障するものでなければならぬ、前との比較、戦後の移りかわり、その他財政需要の点から考へて、基礎控除はこの程度に妥協と思ふ、なお基礎控除と扶養控除を一緒に考へる必要がある、との答弁がございました。

次に、農漁民、中小企業者に対する若干の勤労控除が実行されていないのはなぜかと、質問に對しては、これらの勤労控除を認めれば、さらに勤労所得者との格差も考へる必要が起る、なおこれによる相当の減収を覚悟せねばならぬこととなるので、もつと研究してみたい、との答弁がございました。

次に、資本の蓄積と国民生活の安定とは両立しないのではないかと、朝鮮動乱後の好景気に順ひ、法人税の超過所得税を復活すべきではないかと、質問に對しては、資本の蓄積により生産が増加し、国民所得も増加するので、生活も安定するようになる、またわが國では、まだ産業の基礎が堅実ではないので、むしろこれを強固にするように努力すべきである、法人税は國稅及び地方税を通じて考へるときは、大体において個人所得税と均衡がとれてゐると思ふ、という答弁がございました。

最後に公議院におきましては、公連人として一橋大学教授井藤半路君は、今回の税制改正案では、専売益金を含めた國稅と地方稅の合計額と国民所得との割合、またはエンゲル係数による食費を差引いた税負担能力との割合から見て、一応租税負担の軽減は行われており、また社会政策的観点から減税が行われていることの二点は、賛成であるが、資本蓄積の諸措置については、たゞ減税額はおそらくでも、大に於いて大企業、大資本に特典を與えることとなり、他との格差上、ことに社会政策的に見て反對であること述べられました。十條製紙常務取締役金子佐一郎君は、所得稅の改正は安当であり、所得年額二十万円ないし五十万円の中産階級の税負担は、所得の半分くらいにとられることとなるので、今後なお改善を必要とする、給與所得者の退職金課税は半額を免税にすべきである、法人税については、退職手当積立金制度、修繕費引当金制度の確立が必要である、なお資産再評価を円滑にするため、再評価費六分の軽減、固定資産税の減免等の特別措置を講ずべきであること述べられました。大阪銀行副社長堀田三君は、資本蓄積の特別措置は自立経済達成のための措置として賛成であるが、さらに無記名定期預金の復活、国民貯蓄組合預金の預け入れ限度の引上げ、貸倒れ準備金の増額、その他預金の秘密性保持のための改善措置を要する旨述べられました。京橋税務署長中村未藏君は、今回の税制改正により税務の執行がやりやすくなる旨述べられました。東京大学助教授武田隆夫君は、今日のような國際情勢のもとにおいて減税が行われることはけつこくなことであるが、所得稅の基礎控除は、資本主義制そのものの維持発展のために、最低生活をまかなうに足る額が必要で、三万円では低過ぎ、その基礎控除を引上げ、それによる税の不足分は高所得者の余力に求むべきものであると述べられました。

全日本中小工業協同會中島英信君は、今回の減税案には賛成であるが、まだその程度が低過ぎるので、国民の最低生活を脅かさない程度の基礎控除の引上げ等のほか、特に中小企業に對する軽減を要する旨述べられ、最後に総同盟前田正次君は、今回の改正は今後の物価の上昇を考慮するときは軽減にならないと思ふ、基礎控除、扶養控除の引上げ、税率の改正、一定限度の退職手当の免税等を要望せられ、法人税の軽減よりも、むしろこれを所得稅の軽減にまず振り向けるべきである旨を述べられました。

次に、質問を打ち切り、討論採決に入りましたところ、三宅則義委員は自由黨を代表して賛成の意を述べられ、宮腰委員は民主黨を代表して、希望條件を付し賛成の意を述べられ、田中綱之進委員は社会黨を代表して所得稅法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案に對しては賛成の旨述べられ、また竹村委員は共産黨を代表して反對の旨討論せられました。

次いで、所得稅法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、これらの法律案は、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。次に通行稅法の一部を改正する法律案、登録稅法の一部を改正する法律案、相続稅法の一部を改正する法律案、印紙稅法の一部を改正する法律案及び骨牌稅法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、これらの法律案は、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(常任委員長) 討論の通告がありました。順次これを許します。松尾トシ子君。

(松尾トシ子君登壇)
○松尾トシ子君 私は、社会黨を代表いたしました、ただいま議題となりました所得稅法の一部を改正する法律案

外七法律案に對しては、そのうちの所得稅法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案に對しては反對の意を表し、通行稅法、登録稅法、相続稅法、印紙稅法、骨牌稅法の各一部を改正する法律案に對しては政府原案通り賛成するものであります。

所得稅法、法人税法、租稅特別措置法の三改正法律案に反對する理由は、各法案とも、稅法のさつま点においてははかり微細な検討を遂げ、一應改正の実をあげたかのごとき観があり、したが、いまだ時代の趨勢について十分の見通しを立て、これに基いて改正に着手したところの跡が見えないからであります。これは政府が稅法案を検討し終えた時期が少々早く、その時分には確實な將來の見通しを立てることができなかつたせいもありましようが、この点を別にいたしましたとしても、ともと政府の經濟的動向に對する見込みは、あまりにも甘きに失するからみがある、とございます。

さて、その内容に少々触れてみますれば、政府は本年度において約七百四十三億圓に達する減税を断行いたしました、国民租稅負担の軽減、合理化をはかることしやつておりますが、これは學問上、法律上の措置より生じた減税でありまして、實質的に國民負担の軽減を一瞥いたしません、たゞにわが來年度の租稅及び印紙收入予算額と比較いたしますれば、わずかにその差額は五億六千百万圓にすぎず、むしろ國民の負担は、両年度とも同等に見る方

が妥協ではないかと思われるのでござ
います。なぜならば、国民感情は、學
問上や税法上の措置を要望してあるこ
ろではなく、租税体系の原則であるこ
ろの公平を期した、真に国民生活上か
ら見た軽減を願つておるからでありま
す。(拍手)その上、困難情勢の緊迫に
伴ひまして、ごく近い将来、来年度中
に警察予備隊の増強も必至であるこ
ろ、うわさされておりますし、またそ
の上、専断資金中のタバコ予算見積り
の一千三百三十億二千七百万円にも、かな
りの不安を感じざるを得ないのであり
ます。四月一日よりの各種のタバコ
値下げは、けつこうでございますし
が、その製造本数は、今年度七百八十
億本に對して来年度八百二十億本とあ
つては、その製造量において大差な
く、また諸般の事情からして、予算見積
額を必ずしも確保できるとは考えられ
ないであります。本年度タバコの收
益減によりまして、補正予算において
八十億を切捨てた事実を顧みまして
も、自衛隊にならざるを得ないのであ
ります。

かくのごとき事情が発生いたしましたし
たとき、健全財政の建前をとるなら
ば、歳出を削るか、歳入補填のため、
生産増強によつて国民所得がふたと
稱して租税の増徴を行うか、一千億円
にたん／＼としておる増納を強行に整
理するかであることは明らかであります
す。そして政府の申し出ております
租税力の比較的に薄弱と認められると
ころの老人や寡婦、あるいは勤労学生
等において一万五千円の特別控除をす
るとか、あるいは基礎控除や給與所得
に對しまして、いささかの改正を行つ
ても、国民にとりましては痛しかゆし
の結果になつてしまふのでございま
す。

な政府は、今年度におきまして早
急にわが國経済の自立を達成すること
が緊要となり、そのために急遽な資本
の蓄積を要望されると言ひまして、税
制上、資本蓄積に資するため各般の措
置を講じておられます。たとへば積立
金に對する課税の廃止や、物件の耐用
年数の短縮や、あるいは無償株式を
発行した場合の発行価額のうち資本に
組み入れなかつた金額を、額面株式を
発行した場合のプレミアムと同様に益分
に算入しないこと、また生命保険契約
に基いて支拂つた保険料については二
千円程度を所得から控除する等々、こ
れらは勤労階級に對する措置よりも、
法人に對する方がはるかに歩がよいよ
うに、私には感ぜられるのでありま
す。(拍手)要するに、零細所得者を踏
台にしては感ぜられるので納税ができ
ないのでございます。(拍手)

次に、冒頭あつと触れましたよう
に、政府が今回各税法案を提出するに
あたつて最も注意を拂わなければなら
なかつた経済的動向の點について、そ
の欠陥を指摘いたしたいと存するもの
であります。朝鮮事件を契機として変
化を見せ始めた世界経済は、明らかに
軍拡経済であり、物資の獲得を當面
の目的としたてゐるのであります。
この新しい動向は國際的高物価時代を
現出いたし、わが國の輸入先である米
國その他の國々におきましても、種々
の物価抑制政策をとつてゐるにもか
かわらず、かなりの物価の上昇が見られ
てゐるが現状でございます。輸入先
の物価が高くなれば、勢いそれを原料
としてつくられるわが國の物価も高く
ならざるを得ないのでございます。こ
の新しい、そしてしばらくはかわるこ
のない高物価の趨勢は、今後いよいよ
その傾向を増し、國民生活の上にお
いかぶさつて来ることは事実でありま
す。

わが國の物価は、輸入原料高に押さ
れ、またこの趨勢を直接間接に反映し
て卸売物価が騰貴して来たことは、現
実がこれを有力に物語つております。
これに對して小売物価はその割に価格
を引上げることができませんので、政
府は、これをやつてCPIは上らない
というよな要観説をおつしやつてゐ
るのだと思ひますが、この普通の場合
には経験しない物価的動向は、何を物
語つてゐるものでありましかうか。そ
れは、最近の日本の物価は國內の購買
力が増したために値上りをしたもので
はないかといふことであります。それ
は、まづたゞ國際物価の上昇が反映し
たしまして、わが國の輸入品価格の騰
貴、また外國原料をもつてつくられる
製造物価の値上り、あるいは一部卸売
業者、製造業者の思惑売買に原因して
急激に上昇したのでありますから、國
民の多くを脅威しております。この
國內物価騰貴を抑へることは尋常の手
段ではできないので、少々の税を引下
げたり、特別控除を認めてもらつて
もこれに追いつかないといふのが事實
であります。(拍手)また一般中小商工
業者は、大衆の購買力が低下して行く
ので、卸売物価に比べまして、小売物
価をそれほど上げても売れませんか
ら、小資本を食ひつづつて、ギリギリ
なつてしまふ、兆候が現れてゐるので
ございます。(拍手)

こうした現状は、いわゆる普通のイ
ンフレーションといふべきものでなく
して、ある意味におきましては、デス
レーション下の高物価と稱してもさし
つかえないのではないかと思ふのであ
ります。(拍手)すなわち、普通にいう
インフレーションは、まづ通貨の過剰
供給によつて國民大衆の購買力が増大
し、それによつて小売物価が上昇いた
し、次いで卸売物価が高騰するといふ
のが順序でございます。わが國の現状
の中のあるいは戦後のそのように、極
端な物資不足と生活の不安から来る通
貨に對する信任欠如が原因となつて高
物価を招き、インフレーションに拍
車をかける、言いかえれば、通貨の増
発に最初の原因を見出し、これによつ
て推進されるというのが普通の形であ
るのであります。が、今度の高物価
は、通貨の増発から来たというより
も、第一に國際物価の上昇、第二には
卸売物価の思惑上昇におもなる原因を
置き、通貨はこの趨勢にあおられて上
り、自然に増発を仕づばならなかつた
といふのが現状であります。

かくのごとき経済状態がすでに現出
しました。將來ますます、顯著になると
いたします。國民の各階層別所得は、
かに変化してございまして、第一に
一に大企業は、経営手腕において欠陥
がなければ、ますますその所得は増大
するばかりでございます。これは、最
近赤へん、金へんの産業が復興いた
し、高収益をあげてゐる事実によつて
も明らかでございます。第二に
中小企業は、まじめな経営をいたして
おりまして、大衆に購買力がいたし、
係から経営はいく／＼苦しく、収入は
むしろ減退することは間違ひありませ
ん。少くとも大企業家の収益率から見
ますれば、はるかに／＼低い収益でが
まをしなければならぬのでありま
す。第三に勤労者は、一部の時局産業
に従事してゐる者とはちか／＼と異
一般的には低賃金を獲らなければなら
なかつたのでありましかう。少くとも賃金
は、物価の騰貴よりはるかに低い率で
しかもはるかに遅れて上昇するにすぎ
ないことは、過去の事実によつても明
らかなのであります。それは小売物価
の上昇にも追いつけないほどであらう
し、いわば物価の上昇に反比例いた
しまして、生活費をみずから切下げな
ければ生きて行かれない状態に落ち込
むといつても過言ではないと思ひます。
(拍手)すなわち、高物価時代の現出に
応じて勤労者の実賃金は低下するこ
ういふ結果になるのであります。

以上の見通しは確実なものであり、
國民階層の負担能力は非常な変化を来
すはすなわちあります。すなわち大所得階
級は、インフレーションの進行によつ
て利益するところ多大であり、國民の
負担力の増大に對しては、實際の課
税負担は次第に減ずるといふことに相
なるのであります。これに引きかえて
中小商工業者は、同じインフレーショ
ンの進行によつても、利益するところ
ははるかに低く、その課税上の負担力
は減じ、従ひまして課税負担率は相対
的に増加するといふことになるのであ
ります。さらにまた勤労階級は、得る
ところ、まづたゞなかにひとしく、そ
の課税負担は、直接税で少々の減額く
らいは加つてゐるが、地方税の圧
迫が加つてゐる、いよ／＼加重されるこ
とになるのであります。すなわち中小
商工業者は、所得においても原材料料
の上昇、卸売物価の騰貴と小売物価の低

迷との挾撃にあひまして利益率はますます小さくなり、一方生活費、經營費は上昇するばかりであり、税負担の能力はいよいよ低下せざるを得ない現狀に落ち込み、勤労者におきましても、この趨勢はますます顕著なるのであります。彼らは、まづたく税負担能力がなくなつてしまふようになり、その生活を極度に切下げなければ今後の税金を支拂つて行けないことになるのであります。

事情がかくのごときである以上は、勤労者の基礎控除、扶養控除等諸種の控除をもつと、引上げて、税率は引下げ、その税負担を租税能力の限界まで引下げなければならぬと私は申し上げたいのであります。中小企業者に対しては、同様の方法により課税と負担能力との均衡をはかるのが至当であると思ひます。かく勤労者、中小企業者の租税負担を軽減したことによつて生ずる租税上の歳入欠陥は、大所得者の負担に転じて、それによつて国民各階層の税負担を収入と負担力の實情に適合すべきであると思ふのであります。(拍手)

来年度予算に見ますれば、一種の消費税と見られておる専売益金を加へて、租税収入は五千五百八十三億六千七百九十万円、このうち所得稅徵收予算額は二千二百二十七億四千四百万円、これは三九・八九％、法人税額は六百三十六億四千五百万円、一・四〇％、兩者を合せて五一・二九％になります。すなわち總額の半額以上の租税を占めておる兩法案は、負担の不公平が明らかに見通される以上、政府の所得稅法改正案、法人税改正案、租稅特別措置法改正案は不適当と認めざるを得ないのであります。(拍手)

なほ、資本蓄積の一環として生命保

民各所得階層に及ぼす影響についての分析において徹底を欠いておるのは、まことに遺憾の次第であります。従つて、国民各階層の租税能力の測定において間違つた方向をとつておるとも言えるのであります。来年度及びそれ以降の經濟實情にそぐわないとも言えるのであります。言いかえますれば、今度提出の改正法案は、租税負担において、新しい性格を持つた物価の上昇によつて著しく変化を來し、負担の不公平を來すことに気づかないものであると驚かすのであります。中小商工業者、勤労者、農漁民等、所得の低い階層は国民の大多数を占めております。これらの大部分の階層に、負担力の限度を越えた課税をして、いよいよ國民大衆の業務を圧迫し、生活を脅かす、反面資本蓄積に名をかりて、大所得階層に相対的に輕い課税をもつて臨むことは許されません。かくのごとき税法は、再建途上にある日本經濟を再び破砕けにするおそれが多分にあるのであります。(拍手)

來年度予算に見ますれば、一種の消費税と見られておる専売益金を加へて、租税収入は五千五百八十三億六千七百九十万円、このうち所得稅徵收予算額は二千二百二十七億四千四百万円、これは三九・八九％、法人税額は六百三十六億四千五百万円、一・四〇％、兩者を合せて五一・二九％になります。すなわち總額の半額以上の租税を占めておる兩法案は、負担の不公平が明らかに見通される以上、政府の所得稅法改正案、法人税改正案、租稅特別措置法改正案は不適当と認めざるを得ないのであります。(拍手)

なほ、資本蓄積の一環として生命保

險に二千円の控除を設けております。ならば、社会保険、健康保險等に対しても基礎控除を設けて、勤労者の税の軽減をはかるべきだと考へるのであります。(拍手)

現内閣は、組閣以來わずかに二年、しかもこの間に三たびもの減税を行つておられます。すなわち、第六国会において二百億圓、第七国会において七百十三億圓、第九国会において六十三億圓の減税、合計九百七十六億圓の減税を断行しておるのであります。今回さらに七百四十三億圓の減税を断行しようというのが、ただいま議題となつておる法律案の内容であります。諸外國が増税に次ぐ増税をもつて臨んでおりますときに、わが國ひとり減税を行ひ得ますことは、まことに御同慶にたえない次第であります。これひとえにアメリカ政府の終始かわらざる好意と援助のためでありまして、私はこの機会に、國民の名において深く感謝の意を表する次第であります。しかし、この減税を可能ならしめた功績の半ばは國民諸君の勤勉と努力に歸すべきものでありましよう。しかし、この國民に勤勉努力の精神を復活せしめしめたのは、わが黨の政策であつたと申しさすしかたないと思ひますのであります。すなわち、わが党内閣は、その成立以來、インフレの收束、統制の徹底、行政の簡素化に全努力を傾注して來たのであります。その結果、國民の勤勞意欲は大いに上り、産業は復興し、國民の所得は増大したのであります。しかも一方、昭和二十四年度には、二千億を越えた補給金を、統制の徹底によつて二百二十五億圓に減じ得たのであります。統制經濟を金科玉條

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

○議長(幣原重厚郎君) 小山長親君。(小山長親君登壇)

○小山長親君 ただいま議題となりま

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

○議長(幣原重厚郎君) 小山長親君。(小山長親君登壇)

○小山長親君 ただいま議題となりま

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

した所得税法の一部を改正する法律案外七件の法律案につきまして、私は自由黨を代表して賛成の意を表するものであります。

反対党の諸君は、政府の税収予算を前年度と比較いたしまして、これは税法上の減税であつて、予算上の減税はわずかに五億四千万にすぎないとか、水増し予算であるとか申されるのであります。しかしながら、税法上の減税は、改正前の税法によつてとられるところの税よりも軽い税を國民に課するものでありますから、これこそほんとうの減税なのであります。(拍手)反対党の諸君といへども、特需景気や輸出の増進によつて莫大な利益を上げていく会社、法人の存在することを認められるのであります。しかるに、今般の改正においては、法人税の税率は引下げてないのであります。従つて、法人税が前年度よりも増加することは理の當然なのであります。

反対党の諸君も、また、収入の増加しないの事な人々のおることを認められるのであります。これらの人々は、基礎控除の五千円引上げによつて、少くとも一千円の減税に浴するものであります。また扶養控除を三千円引上げることによりまして、家族一人を増すごとに少くとも六百円ずつ減税になるものであります。いわんや老年者、未亡人、勤労学生にありましては、右に述べた以上の減税になるものであります。これでも反対党の諸君は減税でないといふのであります。それによつてか、拍子また貸金ベースの引上げや米価の引上げによつて、公務員や農民の所得は増加するのであります。この増加する所得に対して現行の税法を適用したのでは、あまりにも負担が重いと考へられますので、この改正法案は、これを緩和するために提出されたのであります。反対党の諸君の議論は、物価政

策に対する非難としては成立つても、税法改正に対する反対論としては、まったくつていないのであります。また共産党の諸君は、こういうことを申されるのであります。物価が上がるから賃金が上がるのである、しかるに賃金が上ると税がふえる、従つて増税である、こういうふうには申される。たとへば扶養家族四人を有する勤労所得者の場合に、月々の税金は、現行法のものでは四百八十三円である。この人が二千円昇給して一万二千円になりますと、改正法のもとでも月々の税金は五百四十円になり、五十七円の増税になると言うのであります。これこそ共産党一流の詭論にはかならない。所得がふえれば税がふえるのは当然の結論でありまして、改正税法は、そのふえ方を緩和してゐるのであります。共産党の諸君の言うところを推して行くとすれば、一万円の月給取りが十万円に昇給して、一万円のときより安いに税でなから増税であるというよりも相なるのであります。そのような大幅減税を、ロシヤがその他でやつたでも申されるのであります。

また反対論者は、基礎控除や扶養控除の引上げ方が少いと言はれるのであります。われわれも、できるだけなら扶養控除、基礎控除を引上げたいのであります。しかし、かりに基礎控除の三万円を五万円に引上げると、六百八十億円の減収と相なり、扶養控除一万五千万円を二万五千円に引上げれば八百三十億円の減収と相なります。これだけの歳入不足を一体何によつてかぬかが問題なのであります。物品税や酒税等の間接税にこれを求めますならば、大衆課税の非難を招きます。

のみならず、昨年のごとき、やみ酒、やみ物品の氾濫を招き、歳入の確保は期せられぬのであります。また、た法人税にこの財源を求めるといたしたまふならば、法人税は現在の三倍の重税と相なります。その結果、産業の近代化や増産などは思いもよらず、その結果失業率は増大し、新規卒業生の就職口はなくなり、税は軽いが収入そのものがないうという結果に相なる。もしまた財源を歳入の節約に求めますならば、公共事業も、社会政策も、給與ベースの引上げも不十分となり、反対論者が恨まれるのが関の山であります。反対論者は、外為特別会計のインデントリー・ファイナンスをやめてこれに充てようとするのであります。ところが、これはインフレ抑制のための制動機でありまして、インフレの願念の存在する限り必要欠くべからざる経費でございます。但し、われわれがインフレの完全克服に成功したあかつきには、インデントリー・ファイナンスの五百億は、たゞどこかに減税財源に充ててを約束するものであります。(拍手)

最後に、反対論者は次のことく申されるのであります。今度の税制改正には資本蓄積にのみ重きを置き、大資本家、大企業本位の税制であつて、大衆に負担を転嫁するものである、こういわれるのであります。しかしながら、終戦後の日本におきましては、大資本家なるものが、はたして存在するのであります。試みに課税所得百万円以上の高所得者が何人おるか申します。納税者総数千五百五十万人中、わずかに四万五千人であります。

す。千分の三にすぎない。従つて、納税者の九九％までは一般大衆なのであります。また高所得者に、かりに一〇〇％の課税をいたしても、税収の増加は微々たるものであります。従つて、税は勢い一般大衆にたよらざるを得ない次第であります。反対論者の議論は、ためにするの論として受取れないのであります。(拍手)また特定機械設備に対する短期償却や、法人積立金の課税廃止等、いわゆる資本蓄積のための特別措置による減税は、七百四十三億中、わずかに十四億にすぎない。大企業擁護と申すには、あまりにおそまつ過ぎるのであります。しかし、これによつて資本の自発的蓄積を促し、立ち遅れた産業を機械化し、経済の自立を達成することができまふならば、生産の増大を来し、國民に就業の機会を興え、國民所得を増大せしむるのであります。資本蓄積の真の目的は、まさにこの一点にあるのであります。反対論者は、現に就職しておる人々の立場から議論せられるが、われわれは、失業者に職を興え、新規卒業生に就業の機会を興え、新同様にならぬことであると思ふのであります。(拍手)そのためには産業を盛んにすることが先決問題であると思ふ、そのためにこそ資本蓄積を叫んでおるのであります。反対論者も、少しくらは失業者や新規卒業生のことも考えてもらひたいと思ふ。

以上の理由をもつて、私は議題となつた法案全部に對し心からなる賛成の意を表するものであります。さきに申し述べましたごとく、國民の租税負担率は、英米等に比べて決して輕くないのであります。数字の上だけでは輕く見えるのであります。けれども、國民の感ずる度合いは重いのであります。このような減税をもつてもなお税が重いと感ずるのは、要するに國民各自の収入が少いからにはかならない。従つて、政府は深くこの点に思いをいたし、インフレの完全収束に全努力を集中するとともに、行政の簡素化を促進し、近き将来さらに租税負担の軽減、合理化をはからんことを希望いたしまして、私の賛成討論を終るものであります。(拍手)

○議長(齋藤重三郎) 竹村奈良一郎君、ただいま上程されし所得税法外七税制改正法律案に對し、日本共産党を代表して反對するものであります。政府は、今度の改正によつて、國民負担の調整、軽減を口にして、昭和二十六年度の税収総額は、昭和二十五年十二月以前の税法が実施された場合と比較すると七百四十三億円の減少となると言つておられますが、これは單なる統計數字上における國民所得の増大を予想して示した宣傳文にすぎないのであります。

○議長(齋藤重三郎) 竹村奈良一郎君、ただいま上程されし所得税法外七税制改正法律案に對し、日本共産党を代表して反對するものであります。政府は、今度の改正によつて、國民負担の調整、軽減を口にして、昭和二十六年度の税収総額は、昭和二十五年十二月以前の税法が実施された場合と比較すると七百四十三億円の減少となると言つておられますが、これは單なる統計數字上における國民所得の増大を予想して示した宣傳文にすぎないのであります。

十二倍四余の増税は、その十倍もの増税になることは予期しなければならぬのであります。そのときには、政府はまた、國民所得の増大という手品的な數字の上に立つて、課税標準をかつてに引上げ、割當的徴税を行うのが従来の例であります。減税は實質的に國民の生活を向上せしめ、負担の軽減でなければならぬことは当然であつて、今行われれる改正も、國民個々々の生活をやたかにし、税金の負担が美麗に軽減されることこそ減税だといふべきに餘蘊ないものでありませう。

がら減税とはいへないのであります。

政府は國民所得の増大と言つてゐるが、その正体は何であらうか。朝鮮動亂の影響を受けて、糸へん、金へん母亂の影響を受けて、糸へん、金へん母亂をうたわれてゐるけれども、これに反して、大多數の國民の生活は一体どうなつてゐるであらうか。繊維製品は三割ないし四割の値上げである。しかも値段が上つただけではなから

い。実際には、この値段でも手に入らない。たとへば、柳屋は原絹織にあらずいでいる。夏物のゆかたは今が染めどきだが、かんじんの生地が手に入らずいで困っている。品物は高いだけではな。国民大多數の必要なだけ手に入らなくなっている。糸へん景気はだれのものであつて、物はどここの困の、聞れに使われているかというところを聞かなくてはならない。

金へん景氣の結果はどうだ。生活必需品の値上りを招いたにすぎなくて、国民の大多數は、生活上、これによいゆたかさは一つもない。それどころか、これにより農機具等の値上りで農民が犠牲を拂つてゐるのが現状であります。これとともに、諸物価の値

りと、これに伴わない給與や貸金で、勤労者の生活は、ゆたかになるどころか、逆に低下しており、農民も生産費を償わない農産物で困り、中小商工業者は、品物の値上りで、資金の入手に困つているのが現状であります。

何ら国民大多數の生活の向上ではない、朝鮮事變の影響は、結果においては、貧困化であり、國民の一部を利益せしめたにすぎないのであります。これに對する國民の不満をそらさんがために、一部國民の利益を、國民全体の所得増大にすりかへ、單なる税法上の見せかけ減税となせているにすぎません。また生活物資の値上りに比して、實質的に貸金、給與が改訂されてゐない現在、それだけ勤勞者の生活には、事實的に値上り分は悪くあらうのであつて、微々たる減税が何ら生活上國民負担の軽減にはならないことは、火を見るより明かでありま

ところで、かりに消費物価の値上り分だけ給與、ペーシと賃金の改訂が行われたとしても、一体どうなるであろうか。それではたして税が軽減になるでしょうか。さきによろしくか。私はその一例を示しましょう。さきに引例したように、現在二五％の生活物資の値上りにより総夫及び子供二人で、従来は月一万二千円であつた給料者が、現在二割五厘の引上げによつて一万五千元になつたならば、一体どうなるか。現行では所得税月一千七十七円であるが、改正では減税月九十四円に減額されることになつて七千九百円に減額されることになつてゐる。ところが、さきに言つたよゝゝに、物価の値上り分だけ、つまり二五％の給料の値上りで月一万五千元になつた

つたならば、今回の政府改正案では、所得税一千四百十七円となつてゐる。

これは一種の物上に課税するもので、生活物資の値上りによつたものであつて、個人の経済生活面では何ら豊かになつておらないにもかかわらず、所得一万二千円のものの税金は、改正されなしのときの一千万と比較するならば、逆に三百四十万の増税になることが判明するであらう。その上に地方税を加算すれば、増税額はますます多くなるのであります。政府のいうごとく、勤労者減税とせんとするならば、いくら物が値上りしても、生活費が高くついても、給與ベースの引上げや賃金引上も要求せず、労働組合も解散しておとなしく吉田政府のいう通りの現の所得でがまんして奴隷的生活に甘じる者のみが減税ということがあります。

申告所得税は、従来から多くの問を含んでいる。特に農民大衆の怨怒の的であつて、いくら政府は税法上の税を行つたといつても、農民の不満絶えないのである。なぜならば、地租の過重で、税金そのものは何ら安なつておられないからである。その上に民に對しては、各地で税法に反して所得に二割、三割の水増しが行われている。

一石当りの所得標準に對して三三百山
ノ見積られており、これに對する秘
當局の言ひ分は、実收糧量は事前制
に對して増大している、しかし標準
は、実收糧量はわからないので、事
割当しか承知していない、そこで
告は、增收していても事前割当で申

するであらう。よつて増収分を不當所得標準率に織り込んでおくのである」と言明しているが、広島国税局管署においても、これと同様のことが行れており、佐賀県下各税務署においても行われていることは、国会に陳情

この方式は全国でとりもたれておつて、これに従わない者、この基準に反したには全部更正決定がなされるのである。そこでは、公的機関であるところの農産調整委員会が承認された減收も、なか／＼言を左右に認めないばかりか、保有米を削つて強制的に供出しめられた者でも、保有米を十分持っているとの建前の上に、前に述べたうに二、三割の所得水増しが平氣でわれているのである。

このことが各地で抗議されると、當局は常に、税法に従つて収支の明がなないから所得が判明してはなかつたか、青色申告をすればよいのだと云つたり農民が記載していないがゆゑに判明しないから、いたし方なく進によるのだと言つてゐる。ところで、連合国軍に農民解放に関する政策があるように、數世紀にわたる封建的圧制のもとに日本農民を奴隷化した經濟的極度に悩まされて來た農民が、はたして稅務當局を納得せしめような収支の記載が完全にできるで

のために使われずに、長い間大資本家擁護のために使われ、それゆゑ世界で一番遅れた農業経営を続けさせられ、今また自分自身の首を絞める——費や、たれのためにかわらないが、命を的の——にかり出されるための準備すなわち再軍備のための準備に使われ、そういうことを知つて、一銭も税金を納めないようになるであらうことを政府は気がついているのかどうか、聞きたくないのです（拍手）

このように、農民にできないことの
原因が政府自身にあることを大體隠し
て、それをたてに、政府自身を税法上
のものとする無視した、割当にひとしい
水増し基準を強制しながら、異議申立
ての事務を強制しながら、農民が団体で交
渉しようとするば、これは税法にない
といつて受付けなければかりか、――

してゐるのである。これは事実上異議申立てを認めないことであり、農民に對する天くだりの課税であつて、表面的な新法があつても、實質的には実行されないので、今日の狀態であります。この基準制当課税は、中小商工業者にも適用されてゐるのであります。たとへば大阪国税局では、二十四年度と比較して、荒物、青果、理髮業等は二五%ないし三〇%増として、東京では確定申告指導と称して、前年より平均

を前提として収入を見込んでゐること
で証明されるであらう。

法人税はどうか。予算では前年度と
比較して六十三億六千七百四の増と
なつてゐるが、一休朝鮮事案以来、
大会社はどれだけの利益を得てゐるか。
大蔵省では二千三百四十万と過小に見
積つてゐるが、個々の会社の二十五
年上半期の決算に現れたのを見ても、
いかに利益がそれ以上であるかを案
考することが出来る。たとえば、二十
五年九月決算に現れた、おもなる
ものを拾つてみると、新光レヨンで
七十九割、帝國人絹が十五割、富士紡
が二十五割、大日本紡が二十割等、
化繊と紡織等十六社では百三十五億
である。こゝからしても、これがほんの
一例にすぎないから、特種一般を考
へるならば、実に驚くべき巨大な金額に
なるであらう。

まして、この利益は一体どこから来
たか。最も安い賃金で生産した品物
は、国民に使用されるのではなく、
とく／＼として外国に流れ出ている
のである。たとえば綿布の各国の輸出状
況を比較すれば判明する。イギリス
は、二十四年の九億九千万が、二十五
年には八億九千万に減少し、アメリカ
は二十四年の八億九千万から五億
五千万に減少してゐるが、日本は、
二十四年の七億四千四百万が、二十
五年は十一億に増大してゐるのだ。
二十五年度の輸出で、これらの輸出で
得たドルは外国為替管理委員会に握ら
れ、現在では五億二千万ドルもそのま
ま外国銀行に無利子で眠つてゐるとこ
ろの現状で、これに對しての円資金
は、御承知のごとく、本年度国民の血
税で補つのである。結局において、大

会社の利益は、低賃金と、国民の血税
の一部と、衣料不足に似て国民の犠牲
とにおいて莫大な利益を得たものだ
であらう。

しかも政府は、これらの利益で積み
立てる社内留保を無制限に無税にする
といふのである。それがどれだけの利
益か、業種別に利益率と配当を比
較すれば判然とする。しかもこの利益
は、資産再評価を行い、減価償却を行
つた上でのことである。たとえば、紡
織業が二十八割の利益で、配当が三割
ないし四割、非鉄金属業は百二割で、
配当が二割ないし三割、製紙業が二十
五割で、配当が三割、鉄鋼業が九割
で、配当が一割ないし二割である。こ
れから見ても相当の社内留保が行われ
たものと見られ、しかも以上の利益率
は公表された決算上の利益であるから
、特に業績のよかつた業種の実態の
内部蓄積は、これよりさらに大きな
ものであることは、容易に想像される
のであります。それをいくらか社内留
保しても課税しないとするならば、そ
れこそ大口脱税を合法化するにすぎな
いといわざるを得ないのであります。
その上に、新規買入れの機械には五〇
％の特別増進税を認めたり、見返
り資金で優先株を有する場合の配当は
無税とし、預金金利の源泉徴収制
を行つて銀行を財産の隠匿場所とし、
大特需産業と銀行の擁護には至れり盡
せりの保護政策をとつてゐるが、平和
的小企業の法人には何ら特別な減税に
ならぬことは明らかであります。

以上、国民の生活並びに日本経済の
実態の上に立つて、政府の務める税
案なるものが、朝鮮事案で大きく転換
した日本の経済態勢、十なわち國際的
なことを明らかにしております。

軍事インフレの波に乗つて、日本の巨
大資本に多大な利益を約束する立場
から、これに見合う資本の蓄積を國民
生活水準の引上げに求め、平和産業を
保護し、国をあげて、休戦へ追い
込む方針を露すために、数学の魔術に
よつて國民をこまかすとしてゐると
いふはならない。(拍手)

特に最後に申し述べたい。古代ロー
マの支配者は、奴隷に對しては、あ
れみとか、救いなどというものはま
たくなかつた。そむく者は、たちま
ち、むちうたれる。ただ死ぬことだけ
が彼らの苦痛と貧困とに終りをもち
たといはれてゐる。この残酷な支配
者たちさへも、奴隷の労働力を保持す
るためにいろいろ手段を用いたとい
われる。同じように、外国の戦争成金
どもに奉仕して、わけ前にあつたか
うとする日本の支配者も、まづたぐ人民
を、簡単に殺しはしないだろが、
近代化された支配者の巧みなやり方
によつて、すなわちここでは減税とい
うことで、三反百姓も、日雇い人夫も、
楊木の焼いも、それ／＼の形で、血
のじんだ税金を、いかに何とかなる
であらうという、はかない望みに託し
て、みじめな生活と闘ひながら、次
から次へと取上げらるるであらう。
奴隷の支配者は、むちを持つていた
が、近代の支配者は、差押えと称し
て、トラツクや小型自動車、ビスト
ル、こん棒で、であらうことを
予言して、反對討論を終ります。
(拍手)

○副議長(若本信行君) たいまいの竹
村君の発言中不適當の言辭があれば、連
記録を取調べの上、適當の措置を講ず
ることいたします。

○宮澤喜助君 私は、民主黨を代表い
たしまして、所得税法一部改正、法人
税法一部改正、通行税法一部改正、登
録税法一部改正、相続税法一部改正、
印紙税法一部改正、骨髄税法一部改
正、租税特別措置法一部改正の八法案
に關しまして、希望條件を付しまして
賛成するものであります。

この希望條件は今後順次述べて参り
ますが、政府は、昭和二十五年十一
月の議會において、所得税の臨時特例、
すなわち源泉徴収の基礎控除並びに扶
養控除の引上げをしたに對し、一般所
得税の基礎控除並びに扶養控除等の改
正をなし、基礎控除において二萬五千
円を三萬圓に、扶養控除一萬二千圓を
一萬五千元に改め、さらに旧法におい
ては五萬圓以下百分の二十より、五十
萬圓まで五百分となつておるものを、
五萬圓以下をそのまゝとして、百萬圓
まで五百分に改め、新たに特別控除制
度を設けて、年齢六十五才以上の者に
ついて、その所得から一萬五千元
を控除し、扶養親族を有する未だ入
籍に勤勞學生に對し、一定金額以下の
所得を有する者にいづれも一萬五千元
を控除し、さらに生命保険に對して、
年中に拂ひ込んだ生命保険料のうち二
千圓までの金額を控除する、また資産
所得の合算及び扶養親族の所得の合算
制度の廃止、貯蓄金利子等に對する課
税にあたり源泉徴収制度を認め、その
税率を百分の五十、青色申告者に對
しては、再調査及び審査の請求中は差
押え公売を行うことができないとする
措置、農業所得者以外の納税者の申告

時期及び納期を、農業所得者と同様七
月、十一月及び翌年二月の三期とする
こと等、旧来より進歩的な考慮を拂わ
れておるものではあります。年額
五萬圓以下の少額所得者に對し、旧
法同様の百分の二十をかけたのであ
ります。むしろ、この程度の所得者に
對しては無税とし、百萬圓以上五百萬
圓までの者に對しては、もう少し税率
を引上げてよろしいように考えられ
るのであります。また、勤勞學生の学
費かせぎにあたつて得た所得に對して
は全免にすべきであります。さらにま
た、富裕税のごときは廃止し、一般累
進税率によるものと改むべきであら
う。

富裕税は新税ではあるが、昭和二十
五年歳末にあたり、富裕税調査のため
現金を調査するの報が伝わるや、銀
行等よりど／＼貯金を引出し、流通
場裡より数千金圓に近い現金が運送さ
れ、資金の足らざる歳末金融に困難を
來した例があります。また現金調査が
非常に困難であるので、これをもし中
止するのことは、株を売却して現金
にかへられて、証券対策に暗算を投げ
かけた心配があります。今日のどとき
金融難のときには、もしも株券の投売を
やられたとするならば、長期産業資金
の獲得は困難になり、経済界の復興途
上、重大問題となるのであります。全
國にわかつて四八千人くらゐいりない
といふ富裕税納入該当者に對し、單に
これらの富裕者に對しても税をとるん
だといふセクシュアにすぎない制度は
むしろ廃止して、一般累進税率による
べきであります。

また株式譲渡所得のことも廃止
すべきであります。すなわち、当初の

一九一

売却人より白紙委任状つきにて転々とし、最後に名義消さへした者との中間の人間がほとんど脱税してしまつて、むしろ移転税を少し上げて徴収する方が、かえつて得策と考へるのであります。

以上、所得税の全体より考へて、まだ修正すべき点が多くござります。政府は、本年度七百四十三億円を減税し、国民生活の安定を考慮したと申されても、事実地方税の増徴と、朝鮮軍による物価の騰貴等により、減税の効果は減殺されております。ことに農漁料におき、漁網や漁具、衣類、肥料等の値上りと、食糧、ことにいも類等の統制撤廃で価格が下落し、均衡のとれざる状態であります。この際、大衆所得者保護のため、さらに減税すべきであると思へるものであります。政府は、今回の改正を正直に実行してもらいたい。七百四十三億円の減税したと云つても、朝鮮軍等で物価が上り、おそろく現在の予算を実行しても不足を来すのではないかと。そうなた場合には、当然修正予算を組まねばなりません。また法律も改正しなければならぬ。事実、こういふような場合に、政府は法律も改正せず、あるいはまた、このまま水増し徴税をやつて行く、こゝういふことを考へることは非常に危険であります。政府は、法律では一応減税になるのだといひながら、事実徴収面によつて水増し徴税をするならば、これは決して減税にはなつておりません。(会衆)ことに物品税の一例をとつて申しまして、昨年の予算の中には、わずかに四億円とるのだといふ物品税の品目があります。それ

を、事実倍以上徴収してゐる事案があります。それから考へても、税法は安くなつたといひながらも、事実において水増し徴税を行はれる危険が多にあるのであります。また、われわれは新しい行き方として、今までに滞納されておるこの税の徴収については閉鎖勘定という制度を設けてほしい。この閉鎖勘定によつて、あるいは何箇年かたつてもなおかつ税を納められない人は、閉鎖勘定からも切り捨ててしまふ、こゝういふような制度も、條件としてお願いしておきます。さらにまた、税を滞納した場合に、一挙に全部取立ててしまふといふことは、これは非常に現在の経済状態では不可能な事実でありますので、ぜひとも分納制度を認めよう、こゝういふことをわれわれはお願いしておきます。

あつせんをしておりません。また設備資金のよな長期貸付は、金融機関では容易にできくれません。設備改善の点よりも、本條の改正は当然と考へられます。第三点は、見返り資金の所有する優先株式に対する利益の配当を、所得の計算上損金に算入するものとす。この等の改正も、当然と考へられます。法人税全体より考へて、特別利得税を廃止して一律に三五と改めた点は、資本を蓄積し、設備改善による産業合理化をはかり、海外市場を拡大するといふ点より安当な処置とは考へられるも、朝鮮軍等による特需会社は莫大なる利益を計上されております。これらの特需会社は、一切の償却をし、一社において数億円の利益を繰越しておるものもあるものであります。これらの会社には特別の税をかけ、一般大衆の税の軽減をはかるべきであります。

また相続税法の今回の改正は、多分に社会政策的意義を有するものであります。相続人が保険金を十万円ずつ十数人より受け、数億万円の相続があつても税がかからないような点があります。これは他の財産を相続する場合との均衡上不当と考へられますので、今後はこの点をよく研究し、改正する必要があるのではないかと考へるのであります。

次に法人税であります。第一に積立金に対する二割の法人税を廃止すること、但し同族会社に対する積立金は五割課税を存置することにまします。このことは、資本蓄積の点より考へて当然であります。第二点は、新規に取得した特定の機械に對しては、三箇年間に限り法定償却額の五割程度の増加特別償却を認むることであり、政府は、産業合理化には資金をあつせんするといふ、実際には資金の

以上の希望條件をすみやかに実行して国民生活の安定をはかれるようお願いいたします。私共賛成演説を終ります。(拍手)

○副議長(若本備行君) これにて討論は終局いたしました。まず日程第一ないし第三の三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(若本備行君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(若本備行君) 起立多数。よつて五案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第九 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 開拓者資金金融通特別会計に於いて貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

○副議長(若本備行君) 日程第九、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日程第十、開拓者資金金融通特別会計に於いて貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員理事東村又十郎君。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する

附則 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

○農林及土地部 たいま議題となり
ました国民金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法案の提出理由を申し上げますと、国民金融公庫に対する資金需要は、昭和二十六年におきましても依然相当の額に上るものと予想されまして、この種資金の円滑な流通をはかることは中小企業振興上緊要でありますので、この際公庫の資本金四十億円を六十億円に増額し、もつて新規資金の確保をはからうとするものであります。

この法案は、三月九日、本委員会に付託され、同日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同二十一日及び二十二日の二回にわたり質疑を行つたのであります。その詳細については速記録に譲ることといたします。
次いで質疑を打ち切り、討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を

代表し、宮腰委員は民主黨を代表し、松尾委員は社会黨を代表し、また山村委員は共産黨を代表し、それぞれ資本金の増額等につき希望条件を付し賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立議員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。
農地の開拓者に対する貸付金の財源は、健全財政の見地から、昭和二十四年度から引続き一般会計からの繰入金をもつてその財源に充てて参つたのであります。従いまして、この法案におきましては、昭和二十六年においても、前年度と同様の趣旨をもちまして、営農資金、共同施設資金及び営農促進対策資金の貸付予定額合計十四億二千三百二十九万円を一般会計から繰入れて貸付金の財源に充てることとしたし、なおこの繰入金は、将来貸付金が償還されますので、予算の定めるところにより一般会計へ繰りもどすこととしたのであります。

この法案は、二月九日、本委員会に付託され、同日、提案理由の説明を聴取し、同二十日質疑を行つたのであります。その詳細については速記録に譲ることといたします。
次いで質疑を打ち切り、同二十二日討論採決に入りましたところ、小山委員は自由党を代表し、賛成の意を述べられ、天野委員は民主黨を代表し、田中継之進委員は社会黨を代表し、また山村委員は共産黨を代表し、それぞれ開拓政策の確立等につき希望条件

を付し賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立議員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。
(上御報告申し上げます。)(拍手)
○副議長(岩本信行君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)
水先法の一部を改正する法律案(伊藤輝一君提出)
○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、玉置信一君外二十六名提出、北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案、伊藤輝一君提出、水先法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の助議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

九條第二項」と読み替へるものとす。
3 港務法第五十三條(土地又は工作物の譲渡及び第五十四條(港務施設の貸付等)の規定は、第一項の場合に準用する。
第四條 港務法第四十六條(国が負担した港務施設の譲渡等)の規定は、前二條の規定によりその工事の費用を国が負担した港務施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとする者に準用する。

北海道的開港のためにする港務工事に関する法律案(玉置信一君外二十六名提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

水先法の一部を改正する法律案
水先法の一部を改正する法律案
水先法(昭和二十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
別表中開港先水先区の項の前に次の一項を加へる。

別表中開港先水先区の項の前に次の一項を加へる。
開港先 北海道的開港先水先区(北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒)から二百七十度三十七度ノートの地点まで引いた線、同地点から空度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、(釧路港に属する河川水面を含む)。

開港先 北海道的開港先水先区(北緯四十二度五十八分二秒東経百四十四度二十二分三十八秒)から二百七十度三十七度ノートの地点まで引いた線、同地点から空度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、(釧路港に属する河川水面を含む)。

予算委員 松本 龍藏君 江崎 一治君 一、去る二十三日議長において、次の 通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 久野 忠治君 法務委員 田嶋 好文君 大蔵委員 大上 司君 塚田十一郎君 有田 二郎君 川野 芳滿君 厚生委員 尾関 義二君 農林委員 池田 峯雄君 通商産業委員 江崎 一治君 田代 文久君 風早八十二君 郵政委員 尾関 義二君 高橋 等君 労働委員 今野 武雄君 江崎 一治君 建設委員 山口 武秀君 経済安定委員 福井 勇君 予算委員 河野 金昇君 風早八十二君 一、去る二十四日議長において、次の 常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 大泉 富三君 大蔵委員 有田 二郎君 大上 司君 厚生委員 尾関 義二君 農林委員 池田 峯雄君 郵政委員 高橋 等君 労働委員 佐藤 親弘君 建設委員 山口 武秀君 予算委員 江花 静君 塩田賀四郎君 河野 金昇君 平川 篤雄君 竹山祐太郎君 勝間田清一君 風早八十二君 藤田 義光君 上林與市郎君 決算委員 松井 政吉君 議院運営委員
--

一、去る二十四日議長において、次の 通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 大上 司君 大蔵委員 佐藤 親弘君 厚生委員 高橋 等君 農林委員 山口 武秀君 郵政委員 尾関 義二君 労働委員 有田 二郎君 建設委員 池田 峯雄君 予算委員 黒澤富次郎君 岡村利右衛門君 竹山祐太郎君 小林 信一君 藤田 義光君 松澤 兼人君 江崎 一治君 竹山祐太郎君 松井 政吉君 上林與市郎君 議院運営委員 一、去る二十二日議員から提出した議 案は次の通りである。 遺失物法の一部を改正する法律案 （川本末治君外四名提出） 北海道開発のためにする港湾工事に 関する法律案（玉置信一君外二十六 名提出） 一、去る二十二日委員会に付託された 議案は次の通りである。 遺失物法の一部を改正する法律案 （川本末治君外四名提出、衆法第七 号） 地方行政委員会 付託 一、去る十六日議員から次の議案は委 員会の審査を省略された。旨の要求 書を受領した。 内地と奄美大島の経済交通の円滑 化に関する決議案 一、去る二十二日参議院に送付した本 院提出案は次の通りである。 消防組織法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日参議院に送付した内 閣提出案は次の通りである。 地方自治法第五十六條第四項の規 定に基き、繊維製品検査所の支所及 び出張所の設置に關し承認を求める の件 皇室経済法施行法の一部を改正する 法律案 日本国憲法第八條の規定による議決 案 水産業協同組合法の一部を改正する 法律案 一、去る二十三日内閣から提出した議 案は次の通りである。 放送法第三十七條第二項の規定に基 き、国会の承認を求めるの件 一、去る二十三日参議院から受領した 内閣提出案は次の通りである。 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等 営業法の一部を改正する法律案 一、去る二十三日委員会に付託された 議案は次の通りである。 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等 営業法の一部を改正する法律案（内 閣提出第三号）（参議院送付） 厚生委員会 付託 放送法第三十七條第三項の規定に基 き、国会の承認を求めるの件（内閣 提出、承認第二号） 一、去る二十三日参議院において、次 の内閣提出案を可決した旨の通知書 を受領した。 特許法の一部を改正する法律案 実用新案法の一部を改正する法律案 意匠法の一部を改正する法律案 弁理士法の一部を改正する法律案 商標法の一部を改正する法律案
--

一、去る二十三日参議院において、次 の内閣提出案を承認することを議決 した旨の通知書を受領した。 地方自治法第五十六條第四項の規 定に基き、繊維製品検査所の支所及 び出張所の設置に關し承認を求める の件 一、去る二十四日内閣から提出した條 約は次の通りである。 國際捕鯨取締條約に加入することに ついて承認を求めるの件 一、去る二十四日議員から提出した議 案は次の通りである。 吉田外務大臣不信任決議案（河田賢 治君外二十五名提出） 一、去る二十四日内閣から提出した議 案は次の通りである。 昭和二十四年度一般会計歳入歳出決 算、昭和二十四年度特別会計歳入歳 出決算及び昭和二十四年度政府關係 機關收入支出決算 一、去る二十四日委員会に付託された 條約は次の通りである。 國際捕鯨取締條約に加入することに ついて承認を求めるの件（條約第一 号） 一、去る二十四日委員会に付託された 議案は次の通りである。 北海道開発のためにする港湾工事に 関する法律案（玉置信一君外二十六 名提出、衆法第八号） 運輸委員会 付託 昭和二十四年度一般会計歳入歳出決 算、昭和二十四年度特別会計歳入歳 出決算及び昭和二十四年度政府關係 機關收入支出決算 決算委員会 付託 一、去る二十四日予備審査のため次の
--

本院議員提出案を参議院に送付し た。 遺失物法の一部を改正する法律案 （川本末治君外四名提出） 北海道開発のためにする港湾工事に 関する法律案（玉置信一君外二十六 名提出）	衆議院會議第十四号中正誤 頁段行 誤 正 期得せざる 期得せざる 期得ない 期得ない 訓 練 二 三 五 二 九 五
--	---

官報外 昭和二十六年二月二十七日 衆議院會議第十四号 議長の報告